

# 婦人と年少者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可 昭和三十一年四月五日発行（毎月一回五日発行）第五卷 第四号



◆婦人の職業問題

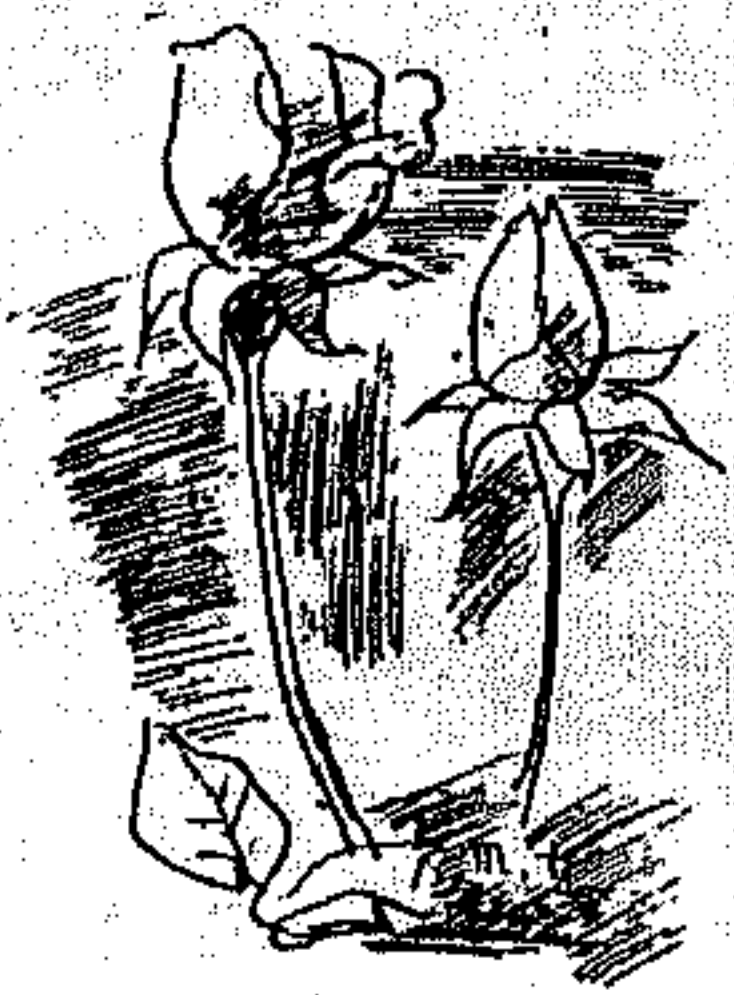
4 1957

婦人少年協会









# 新しい仕事の開拓へ

坂西志保

## \* 計画性のない労働

婦人と年少者

福島県川俣町といえは羽二重の産地として知られている。薄手の輸出向のものを主として織っているが、これは可燃性品として、現在アメリカから抗議が来ている。この薄い絹のネックチーフを首に巻いていた婦人がひどい火傷を負ったのが原因で問題になつたとか。新しい機械を使つても少し厚手の製品を作ればよいのであるが、それには莫大な資金がいるとか。だが、現在ではまだ輸入制限になつていないので、町は不安に脅えながらも、生産を続けている。朝六時に目を覚ましたら、ザーザーという音が聞こえて来る。大きな川か、海の近くにいるような錯覚を起こし、はたの音だと気がつく前に数秒かかった。

数十台の機械を据えつけた明るい建物で、換気設備もよく、働く女性に十分注意を払つているところも多いが、また冷たい土間にたつた一台の機械をおいて、不衛生な環境で、日に十数

時間働いている人たちがたくさんいる。停電のため、朝三時間、夜になつてからまた仕事にかかるという。熟練工は、月一万二千円位になるが、この平均収入を得ようとすると大変な労力を必要とするらしい。四台の機械を操作している若い女性を見たが、細かい仕事であるから、全身を目と神経とに化して働かなければならない。光線の工合で私などにはほとんど見えない糸が切れると、飛んで行つてつなく。いくら馴れても、一日の仕事が終つたら、心身ともにくたくたになつてしまうのも無理がない。

結核患者も多いし、青少年の問題も、相当深刻らしい。仕事に忙がしい母親は、子供にねだられるままお小遣いをやる。はつきりした調査は出来ていないが、就学前の児童で日に二、三十円のお金を使うのは普通らしい。何んの計画もなく、仕事の邪魔をされるよりはと、工場に訪ねて来る度に十円玉を渡して、追いやる。学校に行くようになれば、放課後が問題になる。悪友も多いし、家に帰つても淋しいので、暗く

なるまで外で遊んでいる。託児所はあるが、これも根本の問題解決にはならない。婦人会の会長は、福島師範の出身で、学校をやめてから郷土のために献身的に尽くしている立派な人で、町の健全化のために働く女性の生活をもう一段と工夫しなければと苦勞している。結婚するまであるいは、家庭をもつても子どもが生れるまで働き、それから次の十年位、主婦家業に精出し、また職場に帰るといふのも一つの案であろう。小規模の企業ではこれが可能である。

## \* 職業婦人の年齢は上昇している

元バリのユネスコ本部に勤め、現在は、スウェーデンのインド駐在大使であるアルヴァ・ミルグー夫人は、働く婦人の問題を研究していたが、最近の彼女の報告によると、北欧とイギリスでは勤労女性の年齢が急激に上昇しているという。特に、イギリスでは働く人の三分の一は女性であるが、彼らの平均年齢は四十歳に近くなつていふ。学業を終えると職場に進出し、三十代の

婦人と年少者

初期に結婚し、子供が生れると職を退き、家庭に帰る。家族設計を厳守し、大体二人、多くて三人の子を産み、次の十五年ぐらゐを家事と育児に専心する。子供が二人なら年児でもよいが、三人なら一年半か二年おきに産む。そして、一番下の子が中学に入るころ、また職場に帰るといふのである。もちろん、生活に余裕があるなら、社会奉仕の仕事はたくさんある。

中年といつても三十五歳から四十歳であるが、職場に再び進出する女性は、ミルグー夫人の報告によると大いに歓迎される。というのは、落ち着きがあり、目的がはつきりし、また今までの人生経験によつて知的に円熟し、判断力があるからである。例えば、十六から二十四歳までの未婚女性と、二十五から三十四歳ころまでの結婚して働いている婦人たちの欠勤日数を調べて見ると、後者が圧倒的に多い。また仕事の能率も下り、職場の事故も多くなつていふ。家庭と職場を両立させようと努めてはいるが、それはかなりの負担で、相当無理なのである。欠勤理由が、子供の病気とか家庭の事情によるもので、産前産後の休暇を除いても、使用者側にとつてこの年齢の女性を雇うのはあまり有利ではない。

それに比べて、三十五歳を過ぎてからの婦人の勤務振りは、未婚女性のよりもずっと成績がよい。もちろん、仕事によつては若い人の方が敏捷でよい場合もある。給料は、年齢によるものではなく、大体能率給であるから、大きな問題にならないという。責任感が強く、協力的で、

職場の和のためにも、二十五歳をすぎた既婚女性の方が望ましい。将来、経済その他の理由で、女性の大部分が何かの形で職につかなければならないとしたら、イギリスや北欧のやり方がよいのではなからうか。大体六十歳で退職するのであるが、積みたてた養老年金によつて保障されているので、老後の生活は安定し、子供の世話にならなくてもすむ。

もちろん、働く人口の多い日本で、この新しい型がそのまま通用するとは考えられない。しかし、中年の女性を全面的に職場から閉め出すうとしたり、一度退職した者が復帰できないような日本の社会は、反省の余地が十分にある。商店など若い女性よりも中年をすぎた婦人の方が、客の信用を獲得しやすいであろう。外国のデパートなど、中年や老年の女性がみな自分たちの顧客をもつていて、経営者も彼らを大切にしている。同時に、一時家庭に復帰する女性と、そこにあぐらをかいてしまふのでなく、十年か十五年が空白にならず、社会の動きについて行くだけの努力がいる。現在のように大衆通報の機関が発達した社会では、ちよつとした心がけで時勢に遅れないようにするのは、そう骨の折れることではないように思われる。

## \* 新しい仕事の開拓

しかし、私が真剣に考えている問題は、既成の社会や文化の型を変えようということよりも、むしろ、今後の女性は、自分たちの手で新しい職を開拓して行くべきだということなのである。

もちろん、このような方法では何千という人が一時に就職できるということはないであろう。むしろ、個人が自分の能力と特技とをよく考慮し、それを活かす仕事を見つけることである。根本的に日本の社会は、男性支配の下に育成されて来たもので、あらゆる機構が彼らの眼と考え方によつて企画されている。女は家庭の支配者であるが、官庁、会社、学校など、女を開放し、男手で運営しようとしている。従つて、大きな管轄の問題は別としても、こまかいところで実に眼も当てられないような状態にあつて、貧乏国日本は、莫大な金を使いながら薄汚なく、みみづちい。

総理官邸を一つ例にとつてみよう。先ずカーテンである。一度室内装飾の専門家を呼んで、窓掛をつくらせるとその後は、汚なくなり、ほころび、ぼろぼろになつても平気である。なまに洗濯屋やクリーニングに出すと、不ぞろいになつて、曲つたりゆがんだりしていても、さつぱり気にならない。洗面所のタオルは汚ない。壁の絵も、広いところに小さな額をかけ、しかも天井近くにぶら下げた額。額はひん曲つたつてかまわない。窓ガラスは汚ないし、床の敷物はしみだらけである。日本人だけならそれでよいが、外国人は、首相の宴会に招かれて驚いてしまう。昼の食事のテーブル掛とナップキンは、夜の宴会のとは違う。食卓の花も、高価なものばかり、昼夜の別なく使うのでなくもつと時と場を考えて、よい趣味を表わしてほしい。要は、教養ある中年の女性を、首相官邸のホス



テスとして雇い入れ、監督させることで、よい人を任命するならば、彼女の給料ぐらいうすぐす浮いて来て、別に新しい予算を組む必要はない。日本の官庁はごみごみしているだけでなく、不潔である。防衛庁など、新しく感じてよいと思つていたら、もう薄汚なくなつて来た。私は、官庁を全部見て歩いたわけではないが、汚いので大將の位を頂戴するのは文部省であろう。いつも清潔で、掃除の行きとどいてるのは最高裁判所である。この二つの庁舎の相違は大変なもので、他はみなその中間にあるが、大體の中の下に偏つてゐる。もし有能な女性監督をおき、大輻の権力を与えたならば、日本の官庁もまあ及第点をとるところまで行くのではなからうか。監督である以上、大臣、次官、局長まで、彼女の支配下にあつて命令を守らなければならぬ。彼女の下に一団の、ほうきとバケツで武装した軍隊をおいて、能率的に働かせることである。

\* 女性の経験と創意を生かすこと

これは一例であるが、女性の仕事はどこにも転がつてゐる。市の公民館などの荒れて不潔なのをみると、私は腹が立つ。私が失業したら、こんなところに自分を押し売りに行き、実績によつて能力を立証し、この運動を全国的に推し進め、何万という女性の新しい仕事を開拓して行きたいと思う。商社や銀行などでも、小使にまかせておくのでなく、女性のホステスを置いて清潔で、衛生的な環境を働く人たちのた

めにつくつたらどうであろうか。州庁の掃除を一家庭婦人が請負つて、よく訓練された部下を使い三年間のうちに経費を三分の一に切り下げた例がある。一つ案を作つて、大蔵省に売り込んでみたらどうであろうか。

オレゴン州の小さな町である。郵便局、税務署、警察、地方事務所などかたまつて十名から二十名ぐらゐの職員が勤務している。弁当を持つて来る人も多いが、町のレストランに昼食に行く人も多い。近所に住む主婦たちが知恵をしぼつて考案した昼食を見本にくばり、試食してもらつた。家庭料理の味があり、市価より二割安い。これも立派な女性の内職となつた。彼らの焼くパンが市場にある大量生産のよりもおいしく、滋養に富んでいるので、夕方、主人たちが買つて家に持ちかえるようになった。主婦たちは、小さなパンの工場をつくり売出した。大変な評判になつて、今日では毎日四十名の主婦がパンを焼き、遠くの町まで配給している。東部コネティカットでも、主婦中心に始めたホームメイドのパンが評判になつて、今ではニューヨーク市にたくさん顧客が出来て繁昌している。日本であつたら、漬物など、だれかやつて見ないかと思う。

なぜ私にこんなことを考えるかといへば、家庭の主婦が家を離れて仕事に出るのは、あまり問題が多い。川俣町の例を見てもわかるように、経済的に家計がよくなつても、不幸な子を一人出したら、犠牲はあまりにも大きすぎる。健康の問題もある。内職はあまり搾取的である。男

子との競争も激しい。そのような問題を考える時、私たちは、まだ、開拓されていない分野に眼を向け、そこに自分たちの地盤を築きあげなければならぬのではないだろうか。イギリスのように仕事があつて、年齢にこだわらない社会が早晩出来るのを希つても、それにはまだ時間がかかる。それなら、女性の特長を活かし、しかも、社会が気がついていないかも知れないが、やつて見れば必ず喜ばれる分野がある。そんな小さなところから始め、徐々にもつと大きなところに発展して行く。創意とはこんなところにあるのではないだろうか、と思うからである。

オートメーション時代だと騒いでいるが、英國の科学技術庁の調査によると、どんなに産業や工業が技術化し、管理時代に移つても、家庭のサーヴィスはごまかい配慮を必要とするといつてゐる。いや、機械化した生活から解放されるため、またそのレジスタンスとしても、人間味に溢れたものが強く要求されるのである。そして、そのようなサーヴィスに対して十分に酬いられる経済的余裕が生れて来るとすれば、新しい仕事の分野は拡大され、創意のある女性はどうぞん伸びて行くであろう。女性は、大量生産の波に吞まれてしまふのでなく、その外側に立つて自分を生かすとともに、急激に変化して行く世の中に新鮮さと獨創性をもたらすことが出来るのではないかと思う。



明治以後の婦人の職業

西 清 子

女が外に出て、自分の手で稼ぎはじめた、という歴史は、この日本でも、相当に古いことであろう。たとえば、髪結や販女、それに地方に発達した機業やその他の家内工業的なものには、ずつと昔から、働く女の姿がみられる。けれども、これも、広い意味での女の職業ではあるが、いわゆる、いわゆるところの職業婦人ということにはならない。

日本で、職業婦人という名の働く女性が登場してきたのは、やはり、明治期からはじまつてきたとみるのが妥当であろう。もつとも、職業婦人という名が、世間に宣伝され、通りはじめたのは、大正期の終りから、昭和にかけてであつたが、その祖は、明治の国づくりから発しているのである。それは今日からさかのぼつて、約七十年の歴史を数えるが、その間の迂余曲折を思うと、内実的には、さして長い伝統を持つものだ、ともいえない。

他の婦人の問題がすべてそうであるように、職業婦人の問題も、戦後、ホントウに軌道にのり、本格的に問題としてとりあげられてきたからである。けれども、存在としての職業婦人は、この七十年間、ずつとその足跡を、日本の働く女性の歴史に、地味ながらも、消

すことの出来ないものを残してきた。

だいたい、日本の職業婦人の歴史は大まかにいつて、次のような時期にかけて、その発展のあとをみる事が出来る。第一は、明治をいひ明けてみるなら、第二は、大正から昭和のはじめにかけては開花期であり、そして第三には、戦後の実のりの期である。これは、そのままに、また日本の産業の歴史の足跡でもあるが、その歴史のかなめかなめに、常に戦争が介在して、大きな起伏をなし、職業婦人が、この起伏に応じて、進出したり退歩したりしている事実もみのがすことが出来ない。具体的に、この七十年の職業婦人の歩みをとらえてみよう。

まず、明治のれい明期であるが、ここで登場してきたのは、教員、電話交換手、郵便局などの通信関係者看護婦、美容師、百貨店員などが、あげられる。明治の日本の国づくりの特徴は「富国強兵」ということであつた。西欧からはるかにおくれを国づくりを出発した日本が、最初に考えなければならなかつたことは、外国と二日も早く肩をならべるといふことであつた。そのために、国民の一人一人に教育をつけ、有能な人間をつくる必要を痛感した。この進歩性にそつて女子

教育も大いにしようよき、女教員の養成が早くから考えられたのである。のち、教育の内容は、追々、婦徳を重んじる、良妻賢母主義に後退していつたが、義務教育のある以上、女教員の存在は、なくなることがなかつた。一方強兵思想は軍隊をうみ出したが、いざれおこる戦争を想定して、赤十字看護婦が一種の名譽的なものの上になつて養成されたのである。そして、片方では、急速に日本の産業を発達させるために、通信機能を備える必要がうまれ、ここに、電話の交換手や郵便局員などに、女性が採用されるようになった。特徴的なことは、この明治の教育、産業などが、その主なものは、すべて、官営の事業として出立していることであつた。だから、当時の女教員も、電話交換手も看護婦も、そのいづれもは、官吏として、位階勲等の対象となり、世間からは「官員さん」といふ呼び名のもとに、特権的なあつかいをうけていたのであつた。このことは外国とちがつてゐた。民間の事業に、職業女性があつたのは、この明治時代を大きく飛躍させた、日清・日露の戦勝のあとであつた。すなわち、三越をはじめとして、ノレンをはねあげ、百貨店をして商業が近代化をはじめた、その時からであり、女店員が、それまでの、前華小僧や角帯姿の番頭のあいだに



まじつて、登場したのであつた。華やかな女官員さんや百貨店の女店員、それに配するに、美容師が、それまでの髪結に代つて洋髪を文明開化とともに、この国にもたらした。明治時代は、このようなことで、まだ少数の職業女性が珍らしい存在として、むしろ好まされされたが、この反面には、女工哀史の主人公が、まじつて農村から出て、悲劇的な青春を送つていた事実は対照的なものとして、忘れてはならない。

次に、大正にいたつては、まず、第一次世界大戦、関東大震災などが、契機となつて、職業婦人を大量にうみ出した。第一次大戦は、世界の動乱に漁夫の利をしめた日本が一気に世界の資本主義国の仲間入りをし、異状な経済の発展をとげた時期であつたが、このおかげで、銀行や商社が貿易産業を中心として、なおかにふえ、従つて事務的職業婦人も大量に求められた。タイピストの出現や、ソロバンの技能者が、新しい職業婦人のタイプをつくりだしていった。東京駅前、丸ビルが築工されたり、その他、近代建築が、次々に、これらの商社などに貸部屋をすることによつて、商業センターがうまれるとともに、ここからまた丸ビルガールが、時代の先端を切るのであつた。ちょうど日本の産業上昇期でもあつたが、一方、ロシア革命などの影響もあつて、婦人の解放を職業に求める女性も多くなり、こうしたことが、職業婦人時代を大きくつくり出していった。

職業婦人は、産業や商業の方面だけではなく、新聞や雑誌の、いわゆる文化の面においても、その開拓がはじめられた。すなわち、婦人記者なる職業が、やはり大正期をいばいに華やかにいふたことなどである。新聞の婦人記者は、明治の終り頃から出発してはいたが、存在として、世間に宣伝されたのは、大正に

はいつてからであつた。職業婦人としての最高の知識的な仕事を婦人記者によつて代表し、その他、丸ビルガールや、百貨店娘の幾分、濃目の化粧姿が、それまでの世にはなかつた風俗を、みせはじめた。さらに、大正十二年の関東大震災は、家を焼かれ、財を失つた、家庭の娘たちが、働かなければならぬ必要に迫られて、これがまた、職業女性を増す原因ともなつたが、大震災のあと、バスの発達、百貨店の建物の改造（土足ではいれるようになった）、それに、商品の増加（小売商の立ち直りの前に百貨店が、あらゆる商品をあつかひだした）などのために、一層、職業婦人が求められる契機をつくりだした。

大正から昭和にかけて、それは、ただ、職業婦人の側からみた歴史だけではなく、日本の歴史、主として経済発展の歴史として、特筆すべき時代であつた。この好景気と、異状な発展のあと、世界大戦の夢も消えるころソロソロ日本の経済界も下火とならざるをえなくなり、街には失業者が、あらわれるようになり、働く女性の姿も、建設的なものばかりではなく、類窟的なものに求められるようになった。すなわち、戦争景気と、いざれおとずれる不況のこの隣り合わせの矛盾のなかで、カフェー、はだかレビニーなど、いわゆる、エロ、グロ、ナンセンス時代が到来して、女性たちはとほしい家計の補助者として、このような方面にまで、進出しなければならなかつた。明治時代から引きつがれた、教員や看護婦、電話交換手をはじめとして、百貨店員、バスガール、婦人記者、オフィスガール、それに、娼と脂粉を売り物の、これらの職業婦人たちが数ええると、大正、昭和にかけては、職業婦人の花が、一時に咲いたかのような時代であつた。この陣列は、ずつと後年まで引きつがれ、ここに、日

本の職業婦人の礎地ともいふべきものが、つくられたのである。

昭和の後期は、戦争のなかに、一切が投げこまれ、異状な時代がつづいたが、戦後、新しい社会の秩序とともに、職業婦人の世界にも、大きな変化がおこるをえなかつた。働く女性の保護や、その身分の保障、男女のあいだの差別の撤廃も勿論のことだが、最も大きな変化は、非常な数をもち、女性が職業に進出して来たことである。明治らしい、徐々に、数を増してはいたが、戦後のように大量に、職業を求めて女性が社会に進出したのは、いままでないであらわれであつた。これは、ロシア革命や、第一次大戦によつて刺戟されたものに次ぐ、大きな女性の開眼であつた。もちろん、戦後の家計の貧困は、女性をも、家に閉じこめておくことは不可能ではあつたが、それにもまして、女性を進出せしめたものは、戦時中の経験であり、戦後の民主社会の影響であつた。戦争は大きな犠牲を強いるが、一方にはまた、それにより人間の進歩をうむというの、皮肉な事実である。目下、全労働者中の三分の一を占めるというところで、英米とも変わらないという日本の女性の職業への進出は、非常な進歩だといえる。ただ、その職業の内容については、まだ十分に進歩したとはいえず、多くの分野で開拓もみられるが、いぜんとして、サービスマンなどに働く女性の比重が多く占められていることは、今後に残された問題であらう。しかし、日一日と伸びてゆく職業婦人の歴史は、これからは、その数を数えてゆくだけではないに、内実的に男女の差別をなくして、真に役立ちうる社会人として育つてゆくことに、いまからの問題がかかっているとおもふ。

# 「結婚したら退職する」という雇用契約は無効か

石川吉右衛門

「結婚したら退職する。」という諒解の下に、女子が雇用される例がまゝあるということである。この現象に対しては、雇われる当の女子は、あまり疑問を有つていないようである。ただ、組合とか、或いは婦人少年室あたりが、「望ましくないもの」として、その廃止に努めているに過ぎないといえよう。しかし、法律家の眼からみると、この問題が法律的問題にされていくといふことは、まことに不思議なことである。望ましいとか望ましくないとかという問題ではなく、一体、そのような諒解が、法律上有効かどうかという問題にされなければなら

ない、とわたくしは考える。結論的には、わたくし個人としては後述するような例外的場合を除き、このような約束(或いは就業規則中の規定)は一般的には無効であると考え、勿論わたくしの結論に反対する者も多いであらう。しかし、いづれにしてもこの問題は、法律問題として、十分検討に値するといふことを指摘できれば、本稿の目的は達せられたといえよう。

「結婚したらやめる。」という諒解の方法は大別して二つある。第一の型としては、就業規則で定められる場合であり、第二の型としては個別的な雇用契約書による場合である。前者の例としては次のようなものがある。「女子正社員が結婚したる場合は退職とする。」「結婚すれば退職する。」「女子従業員にして結婚したる場合は、退職の扱いをなし、尔後引続き勤務するときは臨時扱いとする。」とか、或いは、解雇基準の中に「女子社員にして結婚したとき」という条項を有つものもある。後者の例としては、個人別の雇用契約書の一項目として「女子は結婚する場合は、事前に退職願を出す。」というのや、或いは自己紹介書の中に、「結婚するまでは働きます。」と書かせるものもある。さらには、結婚という言葉は直接には用いないが、間接的に「結婚したらやめる」という慣行を助長するものに、「当直のできない人は退職する。」という規定を就業規則中にもつているものもある。主として、病院に見られるものである。

使用者が、結婚した女子を引続き使用したがらない理由、原因は種々あらう。しかし、ここにはこれには立入ることなく、直ちに問題の核心を捉えよう。

(1) すこしでも法律を噛つたことのある人には「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」という民法九〇条の規定を忘れることはできないであらう。普通つづめて「公序良俗」違反の法律行為(主として契約)は無効である、といわれているものである。元来、近代的な市民法秩序は、所有権の絶対、契約の自由、過失責任の原則の三つを三大原理として、その上に組み立てられているものであるが、右の民法九〇条は、そのうちの契約自由の原則に対する制限である。即ち、契約自由の原則を徹底させるならば、個人はいかなる内容の契約を結ぶことも自由な筈である。例えば、妾になるという約束も有効であり、従つて、それに違反して妾にならなかつた場合には、男は女に対して損害賠償の請求ができるということになる。しかし、これが常識に反している事はいまでもない。その常識の法律的表現が民法九〇条である。

(2) ところが、何が常識か、ということとは、場合によつては、なかなか分りにくいことがある。いまでもなく、常識(法律家は、これを、社会的妥当性という言葉で現わすのが常である)の内容を定義することは不可能である。従つて、具体的事件に當つては、結局は、「裁



判官が社会的に妥当なものと思ふもの」が、社会的妥当性を有するということにならざるを得ない。甚だ頼りないようであるが、それ以外に方法がないのである。そこで裁判官としては、自分の主観的意見に拘われないように努めることになるのであるが、実際問題としては、民法施行以来すでに半世紀を経過し、民法九〇条については夥しい判決例が累積されており、大抵のこととは、この判決例をみれば分るようになっていゝ。即ち、裁判官としては、まず従来の判決例をみて、次に、その結論を当該事件について維持することが妥当であるか否かを判断して自らの判決を下すわけである。ところが、当該事件が、前例のない種類の事件である場合は、自ら民法九〇条と取り組まなければならなくなるわけである。「結婚すればやめる」という約束の効力の問題は、正にこの種の事件であると思ふ。

(3) 従来の判決例は夥しいものであるが、そのうちの若干を紹介してみよう。

(イ) 母子同居せずとの契約や妻を離婚して前と一緒に居ようという予約のように、人倫に反するものは無効であるが、妻との関係を絶つための手切金の約束のように不倫の関係を断絶を目的とするものは有効である。

(ロ) 面白いのは内縁関係で、以前は法律の認めない不倫な関係として法律上何ら効力が認められなかつたが、大正四年以来、婚姻の予約として違約の場合は損害賠償の請求がなされることとされて来た。これなどは、社会的妥当

性が時代と共に移ることを示すよい例の一つであろう。

(ハ) 傭主と労働者との間の解雇後一定の営業を営まないという契約や、同業者間の競争禁止のための営業制限の契約なども、その度がすぎると無効である。蓋し、営業の自由を制限するからである。

(ニ) 前使用者の承諾がなければ雇わないという使用者間の約束は、有効とされたが(明治三四年)、これには大多数の学者は反対している。

(4) ところが、現在までには、表題のような契約の効力が裁判所或いは学界で問題になつたことはないようである。しかし、わたくし個人としては、次のように考えている。

(イ) 女子のみについて問題が起つてゐるが、本来は、両性に通ずる問題であると考える。そもそも、結婚の自由というものは、性別によつて差異のあるものではなく、人間性によつて基本的な人権の一つである。

(ロ) しかし、その基本的人権は、国家社会によつて、最も尊重されなければならないものであつて、それへの侵害は、国家的権力は申すまでもなく、一般私人と雖も、なし得ないものと考ええる。

(ハ) そこで問題は「結婚したらやめる」という約束は、間接的にはあるが、この結婚の自由への侵害ではないか。ということになる。事実上、かかる約束があるために、結婚を延し、或いは断念し、或いは結婚届を出さ

ないでいる、という例は多かろうと思ふ。従つて、かかる約束が、事実上、結婚の自由を阻害していることには疑いない。

(二) 次に、「たとえ、結婚の自由への侵害があつても、契約の自由の原則及び、わが国の実情その他からみて、それは有効とすべきである。」という見解もでて来るであらう。これについては、わたくしは、先ず、契約の自由と結婚の自由との衝突については、後者が優先すべきものと思ふ。従つて、契約の自由を理由としては、この種の約束を有効と解することはできない。換言すれば、それだけの理由では、民法九〇条に違反することは明らかである。第二に、わが国の実情(最も広い意味で)ということの問題にするならば、業種、職種さらには、わが国の産業構造全体の上からみて、既婚者には適しない、と思われもの存在を全く否定するわけにはいかならうに思われる。かかる場合には、例外的に、かかる約束を有効とすべきであらう。

四 わたくしの議論は、従来原則とされてきたものを例外にしたにすぎないとも言える。従つて右のように考えても、さし当り、實際界に大きな変化を与えるということは期待し得ないかも知れない。しかし、わたくしには、全く無意味とは思えないのである。

(後記) わたくしの意見を、若手の同僚に話したところ、賛否は丁度半半はしてゐるといえる。

—東京大学法学部助教授—

### 公共職業安定所の窓口から みた女子の職業問題

東京  
横浜  
神戸



#### 東京神田橋の窓口から

新井 巖

世の中が安定し、衣食住にゆとりがで、業務がますます多忙になると家庭女性の需要が多くなる。ひとつには家庭の主婦がPTAや会合に引張りだされるからかも知れない。毎日一四〇件も受けける求人の中で、女中求人は少からぬ割合を占めている。それなのに、女中の希望者は曠の星のようである。窓口で、女中になりたいのですと申出られると、ソクツとするほど嬉しい。「職安から紹介される女中は、何しろ身許がわからないから」と、言いながら申込む求人は、八方手をつくして田舎へのルートを辿つて、万策つきたために来所したのである。或る老人が私の部屋に来られて、「私は政府の高官を何度もした。女中の待遇はわるくないつもりである。サラリ一ガールよりも、結婚の面倒を見てくれ、行儀作法をしつけてくれる女中の方がずっとよいことを若い女達は知らないのかな」と言われた。適当な候補者を見つけると、高級車で自宅に連れてゆかれた。まもなく一日ぐらいて、その

求職者は出てきた。聞いてみると、「同じから御主人の帰りが十二時頃で、それから風呂の仕度にかかると、一時頃に寝るようになる」と言われて、おそれをなしたとのことである。良い女中さんを紹介された家庭のよさこびは想像以上である。近所の奥さんか「お宅の女中さんはとてもよい人ですね。どちらからお探しになりましたか」と尋ねられ、それが、こちらに據よせられる。本日は、女中の求人は有難いやらどうやらなのに。ただ、私も求人開拓の商法として、大会社の幹部級の女中紹介には気をつけている。女中さんとパーターで、会社の事務員等の求人を、出してもらうためである。効果はてき面である。

中年婦人の就職対策は頭のいたいところである。三九才の子供三人の未亡人が、某大会社の電話交換手監督としてめでたく就職。その初任給が何と二万二千円である。当所の最高である。この女性

は、結婚前に、電話局で交換手として十年の経験があつた。また、六才の老婦人は大学教授宅に採用、フランス仕込みの料理通である。或る日、大学生の子を伴つた五才の未亡人が来訪。大学生は母親と別れてアルバイト教師をしている先に住込み、母親は間借りしている。その止宿先も三月限りで立退きを求められてゐるので、会社の寮母として母子一しよに住込みたいという希望である。こういう境遇の人にとつて寮母は魅力である。住居と職を一きよに解決してくれるし、世間態もわるくない。私も心あたりの会社に掛合つて面接の運びに至つたのだが、結局はだめだつた。やはり、大学生の子を同居させることが問題であつた。大学生は寮の留守番もすると云つていたが、会社から言われると、食費など会社の負担が余計にかかるし、人事管理上色々なことを考へてのことであらうか。

この二年間に、私どもの安定所で取扱つた新規求職者は約十七万で求人数は約七万。そうして就職数は約四万である。この外に学生が約一万五千である。三菱電機の人課課の方が私にしみじみと言つて下さつた。「お宅のようなお役所のサービスに接しますと、税金をいくらか取つても惜しくありません」と。三菱系の各会社が女子社員採用にあつたので、所を經由することになつたのも、三菱電機の発言が大いに力があつたのである。

いま、神武以来の求人ブームと言われ、しかし求職者はなかなか減らない。というのには、殺倒する求人は何れも技能者を要求しているからである。たとえれば、経理事務に堪能なもの、珠算のできるもの、電話交換手、英文和文のタイプ



スト、そして才能人物の秀れた事務員や、代が来ている(三三、三、三七) 百貨店員などである。女性の技能修得時 (神戸橋女子公共職業安定所長)



### 横浜職安の窓口から

信丈 幸平

当所の管轄は横浜市内、鶴見区と戸塚区を除く八区の地域であつて人口約九〇万、事業所数約三万を有している。企業の特色といへば非常に中小企業が多いことである。その一例を示せば五〇〇名以上の従業員を雇用している事業所は僅かに三一か所であり、全体の〇・〇〇％という零細な数字を示している。次に一〇〇名以上四九九名まで雇用する事業所は一一三か所であり、これまた〇・〇〇％、一五名以上九九名までのものが一、三三七事業所であり、〇・四％となつてゐる。

これに比較し十四名以下の事業所は二九、三二二か所であり全体の約九八％を占めている。これを産業別にみると卸売及び小売業の一六、八五九で約五〇％を占め、ついでサービス業の七、九九八で約二八％製造業の三、二七九の二〇％以下建設業、運輸通信及びその他の公益事業、不動産業、金融及び保険業の順となつてゐる。

#### 求人者の状況

産業構成が中小企業を主体とするためこれらの事業所からの求人が圧倒的であ

い点である。又賃金も日取一五〇円から二〇〇円となりつつある。しかしこのような内職に近い低賃金に対しては極力求人者を指導し、条件の緩和につとめ

#### 求職者の状況

横浜は県庁の所在地であり、大都會でもあるため、県内一円から来所して、遠くは小田原、厚木、平塚方面から、七才から五十才位までである。本年一月末現在の有効求職者二、六六〇名に対して調査した結果一番多い職種は一般事務員の六五六名で、全体の二五％をしめ、次は雑役の二二％、工員の二一％、店員の七・二％、経理事務員の六・五％、英文タイピスト、和文タイピスト、ミシン工、各種組立工、等となつてゐる。これを年齢的に見ると、一般事務員・経理事務員共に二〇—二五才までのものが七〇％をしめ、四〇才以上が皆無となつてゐる。又雑役のような無技能のものについては、反対に四〇才以上が五〇％をしめ、割合に高い年齢層のものが申込をしてゐる。

#### 求職者の状況

年少者特に職業経験のない者あるいは経験の浅い者等は、大企業のみを希望し、自分の能力以上の賃金を要求する傾向が非常に多い。又駐留軍・特需関係の離職者も前に高い賃金で雇用されていたため、民間企業もそれと同等と判断して、向きが多く、これがいづれに紹介の障

碍となる場合がある。このような年少者の求人も多いが、企業の規模、通勤費の問題、住込等の関係上、結合度は非常に悪い。既婚婦人は未婚婦人に比べ、就職あつたに支障が多い。これには次のことがあげられる。

#### 勤務時間

午前九時から午後四時頃までという希望が多い。もつとも有夫であり、子供を抱えてのことであるから止むを得ないと思つたが、このような求人希望といつてよい。まして、中小企業においては望めない話である。

#### 通勤距離

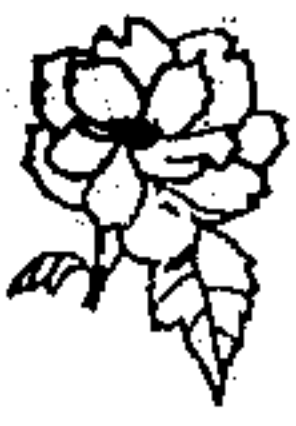
徒歩で通勤出来る範囲を希望するものが多い。

#### 職業意識薄弱

十年前事務員の経験があつたからといつて事務員を固執して譲らず、せつかく他のよい就職を逸してしまふ結果となつてゐる。婦人が職業を選ばない場合の共通な点を挙げれば、能力があるもの、ないものにかかわらず大企業のみを希望し、見栄や外見にのみとらわれることである。又電車に乗つて通勤できる事業所がよいとか、男子従業員が多い事業所を希望する(もつともこれは十代の女性に多い)。

#### なお全般的に結婚までの職業という観

念をもつていて、就職後自分に与えられた職務を研究する心構えに乏しい。このため就職後一か月以内に自分の職務が不適当と自己判断して離職するものが一部に見受けられる。しかし全ての女性がこの



### 神戸職安の窓口から

杉田 源一

のようなものではない。三十五、六才の婦人は有夫でしかも三、四人の子供を抱え、主たる家計の担当者である夫が病弱か、又は、その他の事情により欠けてゐる生計費を補助するか、又は自分が主たる生計の担当者になるものが多く見受けられる。このような婦人は就職に対する熱意が極めて旺盛である。このように述べてみると、婦人は職業 (横浜公共職業安定所女子職業課長)

#### 当所の窓口に見られた求人、求職、及び就職状況

当所の女子の求人数は月間概ね一、一〇〇名で、これを職種別に見ますと経理事務員、一般事務員、事務見習、販売店員、サービス店員、看護婦、同見習、英文タイピスト、邦文タイピスト、美容師、同見習、洋裁師、同見習、動力ミシン工、ゴム工、包装工、印刷関係、炊事婦、寮母、家庭女中、素人工等多岐多様の職種にわたり、求人申込みを受けております。

#### 新規求職申込者は月間概ね一、八〇〇名で、一般事務員、販売店員、邦文タイピスト、経理事務員、ゴム工、素人工、各種見習等の職種を希望する者が非常に多く、求職者の傾向としては、多くの者が環境や身ぎらいな職種を望みがち

に不適当で、しかも未熟であるように感じられるかもしれないが決してそうではない。多数の女性は大小企業を問わず地味な仕事に挺身、しかも大いにその企業に貢献していることには大いに敬服してゐる。今後婦人が自分に適した職業をしっかりと判断し、職業上の地位の向上を図ることを願つて止まない。

で、学歴と年齢により、高校卒で二十歳前後の者は一般事務員と販売店員を、中学卒で二十歳前後の者は事務見習と店員を、又年齢の高い、技能を持たない者は素人工を、一般に希望してあります。就職者数は月間六〇〇名で、一般事務員、経理事務員、事務見習、販売店員、邦文タイピスト、動力ミシン工、ゴム工、包装工、炊事婦、素人工、女中等に多く就職してあります。

#### あつせん上の問題点

以上当所の窓口に於ける求人・求職及び就職の状況を概説いたしました。求人者に適格な求職者をあつ旋する上にはいろいろ困難な問題点があります。即ち求人条件と求職者の希望する条件との食い違い、年齢層のアンバランス、求職者があつても求職者が殆んどいない職種等

#### 求人者の要求はやはり高度な技能と半ば事務を兼務するという条件が

多いのですが、求職者はタイプのみを希望するので、結合には困難であります。店員関係でも、販売店員のあつ旋はかなり容易ですが、喫茶店・食堂等のサービス店員は同様にあつせんが困難な職種といえましよう。求人数のうちから見て、このサービス店員の求人は非常に多く、求人条件としてもさして悪くはないにもかかわらず、求職者のうち希望する者が僅少であります。これは求人条件として年齢の若い人を求め、通勤の場合でも交替勤務による深夜退店等の条件がつけられてゐるためではないかと思われま

#### 求職者側はどちらかとい

うと年齢者の中に希望者が多く、従つて退店の遅くなることを敬遠され、また若い人が希望しても父兄がこの職種への就職に賛成しないという現象が現われてい

(神戸公共職業安定所長)



# 職場の現実をきく

—新規就職者と先輩の座談会— (3月22日)

問う人 本年度高校卒業就職者 Y (会社)  
 " " " " O (銀行) 子綴子  
 答える人 高島屋東京支店勤務 石原 一  
 YWCA教養部勤務 石原 伊  
 司会 婦人少年局婦人労働課 伊藤 俊



司会 Yさん、Oさん、卒業から就職まで、順調にすすまれておめでとう存じます。職場に入りたての毎日は、何かとおつかれでしょう。お仕事になれないために、お困りのことも多いでしょう。今日は、そのような新規就職者としての感想なり、意見なり、質問なりを、職場の先輩にありのまま話して頂いて、おはなしいたいただきたいとおもいます。

御承知のように、戦後、婦人の職場進出はめざましく、現在たくさんの婦人が、日本経済の担い手として働いているわけですが、婦人の職業には男子とちがつたさまざまな問題があり、これが、婦人の能力をのばすことを阻んでいるといわれています。そこで、婦人少年局では毎年、「婦人の職業意識をたかめる運動」を全国的に展開して、婦人が有能な職業人となることをうながすための啓蒙をいたしております。働く婦人にもとより、就職を希望する学生、生徒、婦人をつかっている使用者、職業指導担当の学校の先生、就職希望の娘をもつ父兄、PTAなど、ひろくあらゆる分野にわたって、運動を重ねてまいりました。今日の座談会は、その一環として、今春高校を卒業して就職された方々のなまの声を中心として、婦人の職業問題の一端をうかがうてみようというわけです。どんなことでもかまわず、どしどし、お話しください。最初に自己紹介をお願いしますよ。先輩の刈田さんどうぞ。

## ◇困ったこと、楽しかったこと

刈田 私、YWCAで秘書養成科、英文タイプライクを受持つておりますので、卒業生の就職のおせわや、また就職後のいるな御相談のつたりしております。

石原 私は五年前に商大を出まして高島屋に入り、今は婦人服のセーター売場に勤務しております。ポストは、売場の販売責任者ですが、デパートの組織の中では、まだ、下の方で監督指導をしているところなんです。

司会 では次に後輩の番！

O 私、普通高校を出て、今度M銀行に就職がきました。仕事は、電話の交換ですが、もう職場に就いています。

Y 私は商業高校を卒業して商事会社に入社しました。目下見習期間中です。

司会 お二人とも、おききになりたいことがたくさんあると伺いましたが、まず、今一番気にかかっていることから始めていただきますようか。

O 就職して困ったこと、いやだったことをおききしたいんです。

刈田 私、学校を出てすぐYWCAに勤めたんですが、はいってすぐ、入学試験の問題を謄写版で刷つてくれと云われました。ところが、在学中、謄写印刷をしたことがなかったんで、うっかり原紙を裏返しにして刷つてしまいました。失敗したと思つた時はもう間に合わない。こんな困ったことはありませんでした。

今の方は学校の職業課程で、いろいろ実地の技術をお習いになるからよいと思えますが、私のころにはほとんど頭だけの勉強だったんで、実際にぶつかると、その点困ることがとても多かつたんです。どんなことでも知つておいた方がよいと思いました。

司会 皆さんは学校でいろいろ実際のことを習つたでしょう。

O クラブ活動なんかで、いろいろやりわけにはいけません。

石原 私は一ツ橋大学を出てはじめて職場に入ったとき、先輩の人たちがどんな態度をとるか、古い人にいじめられやしないかと、それがとても心配だったんです。大学出たつてそらばんもできないし、伝票一つ書けないんですから。おまけに年はとつていても、この会社の中のことはちつともわからないんですよ。でも私はみなさんに親切にしてもらつたので、どんな職場にまわされても立往生するほど、困つたことはありませんでした。

Y 私、見習いに入つて一週間になるんですけど、職場で使われる言葉がちつともわからないんで困つちやうんです。たとえば「バインダー」とつてくれ、「インダー」つて何ですか。「はさむものだよ」つて教えてもらつてはじめてわかるんです。「クリップ」と云われても私たちが知つているクリップとはちがうし、

「レシーブする」と云われて、単語としての意味はわかつていても、実際には何のことかわからない。てんで、たてつけにわからない。

「君、なんでも知らないんだな」といわれてかえつて、ほつとするんです。

石原 だから私は新しく入つた人に、何も知らないんだから、何をきいてもよいのよつていうんです。今の人は明かだから、割合、摩擦がありませんけど、なんでも。職場で楽しかつたことは、なんでも。仕事がうまくいつたとか……。

石原 やつぱり始めて給料をもらつた時かな……。勤続五年くらいまでは、まだ一人前の仕事は出来ません。一人だけでもらえるほどの仕事はありませんから、今までのところチームワークがうまくいつたときが一番楽しいんです。

司会 学校にいらしたころ職場のチームワークというようなことについてどんなふうに教わりましたの。

## ◇職場に馴れるまで

Y 別に、ふれていません。それどころか、はじめて就職したときは、自分こそ会社をうごかすんだというふうな意識込みではいつたものですか。入社後、会社の先輩から、「そうつちや失礼だから、君たちは雑役みたいなものだから」つていわれたときはがつかりしてしまつて、早くお嫁に行つた方がいいかしらなんて思いました。

石原 おとなの人のそんな無責任な言葉を一々気にしてはは大変ですよ。

司会 職場になれるまでは、ちよつとしたことでも気にかかり、不安定で心配でしょう。

Y 会社で昔かされた手紙一つでも、夜ねてから考えると、まちがつてやしなかつたかと心配で眠れないほどなんです。

石原 大きな組織の中に入つたら、金体のことをみこめるようになるまで、あまりガチャガチャ張り切らないことね。やたらに出すぎると、必要以上に抵抗があるから。

Y 仕事しているときより、空白の間の方が、何かサボつてるようで、もつといやなんです。そんなときは、ボンヤリしているようで、何かいわれると、パソコンと飛び上るほど緊張してると、それから、はじめは、だれもいないとき方々で電話のベルがなると、受話器をとるのがとてもこわくて……。

刈田 だれでも、あき時間が一番つらいつていますね。

O まちがいをおこさなければいいのかしら。

石原 おこしても早くそれをいえるようになること。おこられたつていいんだから、あまりはじめから「いい子」にならないことね。

O 仕事を積極的にして、まちがえて停職だの減給だのをされるより、少しは

## ◇職場のなかのつきあい

刈田 私が就職した人たちに相談をうけるのは、多く職場のなかの人と人とのつきあひのことです。上役とか同僚とか。

石原 人と人との和ということね。職

場の仕事にはどの問題がいつもつきまがつていますか。同僚か先輩にポイントされたら手も足もでません。だからいかにまきつなく仕事をすすめていくかを考えること。私など、いまだに、職場の人になりきれずに、赤くなつたり、青くなつたりの連続ですが、とにかく、職場の上役や先輩に対して、学校の先生と同じ期待をもつことが無理なんです。

Y 私はいまのところ、上役の人はまきつた人間みたいになんて思いません。なんだか大きな岩がたふさがつてるよう……。

刈田 そんなときはかえつてこだわらずに積極的にぶつつかつた方がいいとおもいます。

O 私の仕事は電話の交換ですから、同僚は女だけです。休憩時間には話はずんでもにぎやかですが、私はしやべるのがきらいなので、なるべく話さないようにして、仕事の方が大切だから、仕事を一所懸命にしていればよいと思つてらんですけど。

石原 仕事も大事だけど、同僚とのつきあひがうまくいかないと職場ではとても暮しにくくなりますよ。女の人は身がきれいな方がいいから、バカになれないのね。悪いこともしないかわりに、自分が踏台になることもできない。同僚のつまらない話にもつたり、自分の性にあわないことも、たまにはみんなとつきあつたり。男の人はどうしてもその職場で生涯



をとおし、妻子を養わなければならないということがあるから、職場の中に自分をとけこましています。自分は学校を出ているから、そんな話ばかりはいいというのではなく、学校を出ているから、だれとも調子をあわせられるということじゃないかしら。

Y 現在の私たちは職場になれないための心配な気持と、自分を主張したい生気な気持との矛盾があるんですね。

◇職場と学校とのちがひ

Y 私も会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 学校では労働時間はきちんとまもつてまらまらです。仕事のひまをみて会

Y 学校で教えられた通りに会社でやるうと思つて、ビクビクばかりしていて硬くなつてだめなんです。それより、自分の思うようにした方が、ずっと自然で感じがよくなるんじゃないかしら。

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 学校では労働時間はきちんとまもつてまらまらです。仕事のひまをみて会

りなさいと教えられたけれど、会社では五時で終つても早く帰る人はいません。

石原 私の方は時間はきちんと守りて、閉店ベルがなると同時に商品に暮をかけることになつていきます。でも、お客相手の商売ですから、客の立場になつて考えて、あまり感じのわるくないようにいつています。閉店ベルがなつてもゆうゆうとしているお客があるのは困るけれど、経営を無視することもできませんから、お客の帰るのを待つより仕方がありません。

Y 労働時間は朝九時から午後五時までということになつていきますから五時に帰つてもいいのですけれど、超過勤務で六時ごろになつてしまふんです。

石原 Yさんは学校で習うことと職場の現実は何でも違ふというけれど、私は学校で習つたことをそのまま通用させようとは思いませんよ。商大を出ても、そのばんは習つていないし、学校で習つたことはほんの仕事のいくとちにならなかつたとおもつています。

Y 私は少しあせりすぎているのでしようか。

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

社の内容や組織など勉強して早くと早く会社全体のことがのみにこめて楽ですね。

Y 会社では、自分が何をしたらよいかをちつとも教えてくれないから、石原 職場では学校のように何でも向うから教えてはくれないから、自分の方からきけばいいんです。何でもきくことが第一……

Y 学校で習つたことをそのまま通用させようとは思いませんよ。商大を出ても、そのばんは習つていないし、学校で習つたことはほんの仕事のいくとちにならなかつたとおもつています。

Y 私は少しあせりすぎているのでしようか。

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

◇男女の能力の差、長所・短所について

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

構えがあるので、あなたの方のようにいたすらに、全神経をすりへらすようなことはしません。職業生活の要領がいいんです。かけ足では山に登れないし、いつも張りつめた気持では長生きはできないというところでしょうか。サラリーマンくさい考え方もしれないけれど。

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

多いということとをききますが。

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……

Y 私ら会社でさつきのようなことをいわれたときは、ずいぶん封建的だと思つたんです。いつそのこと、あきらめて、やめちやおうかなんて思つたりして……



### 家事サービス補導所 修了生のゆくえ

中野ツヤ

第二期生の修了式を二週間前に控え、この補導所は今一番忙しく、又活気に満ちている。補導所の職員は各講師から集まつて来る九課目(家政婦心得、調理、洗たく、裁縫、住居と器具の手入れ、病人の世話、乳幼児の世話、家屋管理、応接)の採点を表にし、出欠表を整理する。庶務係では修了証書、修了式の準備に飛びまわっている。中でも私の一番気になることは、約百名の修了生の今後の問題である。

住み込みで出られるもの、通勤でなければつとまらなれないもの、一日を争つて職を得なければならぬもの、もう少し身の廻りの始末をつけてからでないと出られないものもある。中でも若い娘たちで住み込みでもよいという場合、どのような家屋、若しくは環境へおかれるかは、気がかりで仕方がない。一般の事務や技術系統ならば、雇用主の方でも人を扱うのになれているし、他に同僚もいて、その上労働基準法や、組合法など

で守られているから、よほど特別な場合でない限り、或る程度の見直しも基準もつくのであるが、個々の家庭へ入り二十四時間生活を共にし、基準法も組合もなしとすれば、問題はその家庭における人間関係がうまく行くか否かにすべてが賭けられてしまう。ことにその家の主婦の人格、くわしくは物考の方、生活態度、感情の幅や起伏というものが、身近か

いにある家事使用人に直接に影響してくるので、よい家庭か否かは、日常の生活をよく知つてみなければ判断が出来ない。一方補導生の方もなかなか自分というものがつかめないらしい。安定所からまわされたい求人リストの前で、あれこれと思ひわずらい、決心しかねている様子を見ると職業指導の必要性というものをしみじみ感じる。私は補導生の全員に個々面接をし、家庭の状況や本人の性格をみることにしているが、その私の判断と、実際に時間を担当している九人の講師の意見を総合すると、本人が自分で考えているより適確にその人の適職がわかるので、社会の状況とにらみ合わせて適当な方面をすすめるれば、かえつて決定も早く、本人にも喜んでもらえる場合が多い。

住込中の求人は職業安定所の窓口に見れたもので求職者の四、五倍、諦めて申込みない人、又はあまりよくない女中を我慢して使用している潜在求人を入れてれば求職者の十倍は下らないと思う。女子の新卒者の就職状況

### 女子新規学卒者の 就職状況と賃金見込

小谷政一

「がないから」と云う程度の極めて消極的な就職希望者もかなりあるのは残念である。本年新たに学窓を巣立つた女子学生は、高、大、学を合わせて一三二万人に及ぶものと推定され、このうち四九万人に達する多くの者が就職戦線に現われるものと推定される。

第1表 中学校高等学校女子卒業生職業紹介状況

	中学校		高等学校		大学	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
A 求職者実数	241,034	238,919	114,701	117,193	86,180	24,970
B 新規求人数	303,566	269,198	140,178	76,615	—	—
C 就職者数 (補導所入所数を含む)	121,999	148,323	53,346	39,249	51,104	5,618
D 就職率 (C/A)	50.6%	62.1%	46.5%	33.5%	59.3%	22.5%

注) 1. 中学校、高校は公共職業安定所及び職業安定法 25 条の規定による学校の取扱数 2 月 15 日現在である。  
2. 大学は文部省調査によるもので 1 月 31 日現在である。

戦後の女子の就職進出が激しくなり、卒業と同時に就職に就こうと云う傾向が顕著になつてきている。これらは婦人の社会的地位を確立させようとする運動と相俟つて経済的独立が婦人の地位を向上させると云う個人の自覚の現われによるものと見られ、まことに好ましい傾向であるが、中には依然として「遊んでいても仕方ない」といふ傾向も依然として見られる。戦後の女子の就職進出が激しくなり、卒業と同時に就職に就こうと云う傾向が顕著になつてきている。これらは婦人の社会的地位を確立させようとする運動と相俟つて経済的独立が婦人の地位を向上させると云う個人の自覚の現われによるものと見られ、まことに好ましい傾向であるが、中には依然として「遊んでいても仕方ない」といふ傾向も依然として見られる。

女子の新卒者の就職状況

中学、高校卒業生を対象として公共職業安定所が各学校を通じて調査した結果によれば今春の中学卒業生見込者は九七万人で、このうち他人に雇用されることを希望する者は二九万人である。この就職事情を本年二月十五日現在の公共職業安定所及び職業安定法第二十五条の三の規定により職業紹介業務の一部を分担する学校の職業紹介状況を通じてみると、第一表のとおりすでに就職の決定している者は一四万八千人で、この就職率は六二・一%となつており、男子の就職率よりも実数において二万六千人も多く、比率において一・五%も高い。これを前年同期に比べると求職者実数で二万六千人の増加、就職率において一四・三%と大幅な上昇を示している。中学卒業生を対象とする採用選考は本年一月一日から開始されたので、この就職率は紹介期に入つて僅か一月半の実績にすぎず、しかも調査の行われた頃は職業安定機関の紹介活動が最も活発に展開されているいわゆる学卒業生の最盛期で、この時期においては既に採用選考を終つていながら採否が決定していない者が相当多く、従来の新規学卒者の就職進展状況をみても、就職決定者は例年二月後半から三月にかけて急激に増加していること、及び第一表を見ても分かること、同日現在すでに求人者が求職者を三万人も上廻つてい

増加、就職率において一四・三%と大幅な上昇を示している。中学卒業生を対象とする採用選考は本年一月一日から開始されたので、この就職率は紹介期に入つて僅か一月半の実績にすぎず、しかも調査の行われた頃は職業安定機関の紹介活動が最も活発に展開されているいわゆる学卒業生の最盛期で、この時期においては既に採用選考を終つていながら採否が決定していない者が相当多く、従来の新規学卒者の就職進展状況をみても、就職決定者は例年二月後半から三月にかけて急激に増加していること、及び第一表を見ても分かること、同日現在すでに求人者が求職者を三万人も上廻つてい

考え方、どのような家庭では幼い子供までが「女中のくせに」という意識を持つていて、電気洗濯機はあるが女中には使わせないと、仕事がなく新聞を読めば生意気だとかいふのは、この具体的な表われといえよう。

私はこのような状態は決して家事使用人になる人達のためばかりでなく、社会全体の不幸だと思う。他に適当な技能もなく、又職もなく従つて家事を担当して生計をたてねばならない女子が社会に沢山ある。一方主婦が仕事を持つたり、病弱、老齢のため、誰かに協力を得なければならぬ家庭が多い。それにもかかわらず、この二つを結びつけられないのは、前記の無責任な雇用主の何人かがあるためである。それよりもっと根本的なことは、家事とはそのように卑しい、くだらない仕事だと世の主婦達は考えているのであろうか。そのような厭わしい仕事のために生涯の大部分の時間を費して悔いのであろうか。私は家事家政は非常に個性的な、創造的なよい仕事で、家族の心身の健康を守り、家庭の幸福の源であると思う。そう考えれば、それを担当する主婦や家事使用人の人格や地位、能力が自ら認められないわけはない。家事使用人の地位が上り、必要な人へ適当な人が配置される時は、家事を担当する女全体が幸福になる時ではないだろうかと思ふ。

(東京都家事サービス公共職業補導所長)

も低く中学と反対の傾向である。これは前年同期よりも一・一%の上昇であるが、中学の場合に比べると約二九パーセントも低く、殊に高校卒業生に対する職業紹介は昨年十月一日からこれを開始したので、時期的に云つても既にその大半が決定されておるべき時期で、その後における大きな進展は望めないから、中学のように著しい就職事情の好転は見込まれない。職業安定機関においても女子高卒業生の求人開拓を積極的に実施しているが、現在の見通しとしては、最終的には前年度の実績を多少上廻る程度の結果に帰するものと思われる。

大学の本年度の一般学部卒業生は三万二千人で、このうち二万五千人が就職希望者である。本年一月末現在における文部省の調査によれば、就職希望者の二二・五%が既に就職決定をみているが、これを前年同期と比較すると僅かに三%の上昇で、中学、高校に比べてその伸びが少く、男子の就職率に對比すると三七%も低く、上級学校になるに従つて男子に比べ女子の就職機会に困難性を物語る。

学校制度別にみると、昼間部では四年制よりも短大の就職率が低く、夜間部では反対に短大の方が高いようである。大学卒業生の中には良い求人があれば動機が強いと云う程度の者が就職希望者として相当数含まれていて、これらの者は就職先の選り好みをするので、そのため全体の就職率を低下させる原因ともなつてい



る。殊にこの傾向は短大に多く、因みか  
文部省において昨年三月調査したところ  
によれば、昨年度の短大女子の未就職者  
のうち六三%の者が生活に困つていない  
と云う結果が出ており、就職は必ずしも  
経済的理由によるものでないことが明ら  
かにされている。

採用見込賃金

昨年九月下旬から十月中旬にわたり、  
公共職業安定所職員が約二万六千の事業  
場を対象として、本年度卒業者の採用見  
込賃金を調査したが、それによると学校  
別の女子の平均賃金は第二表のとおり  
で、まず通勤者賃金についてみると、昨  
年度以降の好景気の影響をうけてか中  
学、高校、大学とも前年度より二・七  
%から四・五%程度上昇している。最高  
及び最低賃金は

最高 最低

中学 一〇、九五〇円 一、〇〇〇円  
高校 一二、〇〇〇円 三、〇〇〇円  
大学 一六、四五五 五、二〇〇

で、上級学校になるに従つて最高と最  
低の開きが大きい。賃金の傾向をさらに  
分析すると、平均賃金で最も水準の高い  
産業は、中学及び高校では運輸通信及び  
その他の公益事業、不動産業、金融及び  
保険業、大学では建設業、運輸通信及び  
その他の公益事業で、一方賃金水準の低  
い方は、中学、高校では漁業及び水産養  
殖業、農業が、大学ではサービス業かと  
もに低いようである。

第2表 新規卒業者採用見込平均賃金

学校別	通 勤			住 込		
	本 年 度	前 年 度	対 前 年 度	本 年 度	前 年 度	対 前 年 度
大 学	男11,060円	10,780円	+ 280円	9,410円	8,840円	+ 570円
	女10,070	9,760	+ 310	5,700	9,120	- 3,420
高 校	男6,960	6,710	+ 250	4,340	4,310	+ 30
	女6,420	6,250	+ 170	4,200	4,060	+ 140
中 学	男4,370	4,210	+ 160	2,390	2,320	+ 70
	女4,200	4,020	+ 180	2,880	2,770	+ 110

注) 大学住込の女子が特に低くなつたのは採用見込事業所が一所しか該当がなかつたためである。

次に高校の課程別にその平均賃金をみ  
ると商業課程卒業者が六、六二〇円と最  
高給でこれについて一般、農業、工業の  
各課程とも大差は見られないが、女子  
専門の家庭課程は全平均賃金よりも一  
円低く、最低の定時制に至つては二千元  
の開きがある。  
最後に大学の各学部別の平均賃金をみ  
ると、医薬学部が最高給で二万二千円台  
で、他は各学部とも大差はないが、短大  
の平均賃金は全平均賃金よりも一、六〇  
〇円も低い。  
労働省職業安定局雇用安定課

売春問題 ニューズ

★前借金無効の「有体物産引渡し」の判例

去者を前借金でしぼり、売春を強いて  
いた悪質な芸妓置屋が、このほど法務省  
人権擁護局から「前借金は無効、芸妓の  
荷物は返還せよ」という有体物産引渡  
しの仮処分をうけた。売春防止法の実  
施を間近にひかえ、この問題は売春婦の  
更生に明るい希望をあたえるものとして  
注目されている。

事件の内容は、東京のY子、N子、M  
子の三女性が、群馬県水上温泉芸妓置屋  
の「君の家」経営者西山君江さんで芸妓  
として働いていたが、当初の約束と異な  
り、売春を強要されたうえに稼ぎ高は折  
半、税金は本人払、着物をつくれば実際  
の値段に水増しされる状態で、前借金は  
増える一方、たえかねて着のみ着のまま  
逃げ出し人権擁護局に訴え出した。同局で  
は調査した結果申立が正しいことが判つ  
たので、このことを東京人権擁護局委員  
協議会(会長長野国助氏)に報告した。  
同会では「訴訟救助」を決定し、三女性  
が残してきた所持品(衣類、鏡台など三  
百八十八点時価七十六万六千円)の引渡を  
求める「有体物産仮処分命令」を前掲地  
裁に申立て、ただちに品物を本人達に戻  
した。(裁判が終るまでは形式的には執  
行吏の手元に保管される建前だが、貸与

という形で戻された。)なお仮処分には  
必要な保証金七万円は訴訟援助委員会が負  
担したが、こんご本裁判が始まれば、訴  
訟費用も同局で負担してくれることにな  
っている。(三月十七日東京新聞より)

★「売春対策国民会議」の開催

四月一日から、売春防止法の一部(保  
護更生規定)が発効されるのにさきだ  
ち、売春対策国民協議会(三十二婦人団  
体参加、会長久布白オチミ氏)では全国  
から代表約百五十名を招いて「売春対策  
国民会議」を開催した。(衆議院第一議  
院会館)において

会議は三分科会にわかれ、第一分科会  
では、各県婦人相談所並びに婦人保護施  
設の開設促進の問題や施設の運営の問題  
をとりあげ、第二分科会では、従業婦の  
働き並びに更生保護相談の実情など従事  
婦対策が討議された。また第三分科会  
は業者対策をとりあげるなど、同法が順  
調なスタートをされるかどうか具体的な  
問題点をあげ完全実施を促進する旨の決  
議を行った。

なお、翌二十七日は、国会や関係官庁  
に陳情、さらに衆参両院の法務、社会各  
委員との懇談会を開いて、前日の会議で  
とりあげられた問題点を中心に話合つ  
た。



中小企業の労務管理 訪問調査から

竹内 清

事業場名 株式会社ツタバ工業所  
労働者数 六〇中、年少者二〇  
事業内容 電動機・変圧器等の下  
請製造

1 一般事業

この事業場は電気器具業界における代  
表的なメーターの専属下請事業場で、主  
としてモーター・トランスの部品製造に  
従事している。

事業主は親会社に勤務したことのある  
技術者で、同じく勤務していた熟練工の  
協力を得て昭和二十三年に江東地区にこ  
の事業所を設立したものである。

当該地域には同系の専属下請事業場が  
数十に及び、親会社はこれらの下請工場  
に対して計画的な指導を企業経営の各般  
に亘つて実施している。約一週間の期間  
をもつて行われる定期的指導講習会、下  
請事業主の懇談会、優良下請事業場の相  
互訪問の実施等は、下請事業場の労務管  
理を合理化するに良い影響をあたえてい  
る。親会社は例年管理の目標を定めて、  
下請事業場にも重点的指導を実施してい  
るが、前年度及び一昨年度における管理  
目標はそれぞれ、安全管理及び品質管理  
とされ、各事業場ではその線にそつた重

点管理を実施したが、特に安全管理につ  
いては、前年度の全国産業安全週間、  
労働基準監督署から表彰されている。  
しかし親会社の指導講習の内容はどち  
らかと言えば技術面に関する講習が多  
く、たまたま労務面に関する講習がなさ  
れても、事業規模に格段の相違がある大  
企業と下請中小企業の関係では指導内容  
をそのまま採用し得る範囲はごく限ら  
れ、個々の下請事業がそれぞれの形で導  
入しなければならず、そこに各事業場独  
自の管理方針なり、特色なりが生ずるわ  
けである。

各々の事業規模が大きく違ふというこ  
とは同時にまた企業の経営組織が異なる  
ことを意味している。職分化された大企  
業の経営組織と、事業主一人で経営の各  
般に亘る業務を処理している小中下請工  
場との労務管理方法が相違するのは自ら  
明らかなであり、特に従業員の扱い方、人  
間関係にはこの経営組織相違の相違が顕  
著に表われる。一般に中小企業の労務管  
理は事業主の性格そのままといわれて  
いる。その他下請中小事業における独自  
の問題点を当該事業場についてみるなら  
ば、作業工程が限られた部品製造であるため  
長期の計画的作業指導よりも、単純作業

の早期熟練が望まれる。また、下請単価  
の面からみても青年層の使用が方針とし  
て押出されるわけで、その結果従業員の  
平均年齢は二四・四歳と低く、女子労働  
者も三人を数えている。労働時間も納  
期の関係で必ずしも、計画的な作業量の  
配分ができにくい状況である。このよう  
な下請中小企業の特長性が親会社の指導  
如何にかかわらず存在するのはやむを得  
ぬ事態であるし、それなりに下請事業場  
個々の独自の労務管理形態が生ずること  
になる。

2 労務管理の特色

当事業場の作業場は敷地の制約を受け  
て狭く、事業主の住居と作業場が同一棟  
になつて居る状況なので、作業能率の上  
に支障を来たす面もみられるが、狭い面  
積を有効に活用するために流れ作業シ  
ステムが考慮され、実施されている。

事業主は労務管理の各分野に亘つて学  
究的態度をもつてあたり、事業の実態に  
則した管理の科学性の導入に熱心で、特  
に作業指導、教育訓練に関する指導方法  
は、関連する中小企業においても参考に  
なるものと思われる。

当事業場の従業員の年齢構成が若いと  
いうことは、一面従業員の移動率が高い  
ことを示すもので従業員平均勤続年数は  
二・七年となつて居る。これは附近にあ  
る親会社への従業員の吸引力が強いこ  
と、従つてここで習得した技能をもと  
して親会社、或いは関係大企業へ勤める

従業員が多いこと、親会社に勤務するこ  
とができない者でも、事業場の作業工程  
が限られているため、将来電気関係の熟  
練工になるには更に他の事業場で経験を  
積む必要があること、一面部品製造とい  
う三、四の工程での技能習得は比較的容  
易であるところから、技能習得における  
行つまりが同時に賃金面における頭打ち  
となつて現われ易いという条件が更にこ  
の傾向を強める。そして近辺の同業会社  
も事業拡張意欲にあることがこのような  
傾向を容易にしているものと思われる。

このように従業員の移動率が高いとい  
うことは、当事業場にとつて消極的要因  
となるものではなく、作業工程が単純で  
ある当事業にとつては使用の難易性、賃  
金支給額等の面からして、むしろ望まし  
い傾向として迎えられる。ここに専属下  
請事業で、規格製品の単一部純工程の製  
造に従事する中小事業場の一般的特質が  
見受けられる。女子従業員が多いのもこ  
のような事情の現れである。

しかし、作業工程が単純であるという  
ことは作業そのものの単純なことを意味  
するものではなく、作業自体について  
は相応の技能が必要とされる。そこで  
移動率の高い若い従業員の使用を前提  
として、しかも品質の向上と技術の保  
存を図らねばならないという当面の課題  
が生ずるわけである。当事業所が従業員  
の教育訓練、作業指導方法の改善を積極  
的に取上げているのはこのような事由に



よる。

指導の内容は採用直後の初期的訓練と専門的な作業指導とに別れている。

初期的な教育訓練は作業見習の傍らでキスト並びに掛図による説明、親会社の見学、写真による解説等の方法によつてなされる。

訓練の項目は工場の沿革並びに概略、一般教養、就業規則、安全衛生、作業概略に大別され、それぞれに具体的に解り易い説明が加えられている。

一般教養的な内容としては、親切明瞭であること、当事業所員としても誇りをもつこと等が述べられている。

就業規則では労働時間、時間外労働の割増賃金、初任給、昇給条件、賃金計算等に関する事項に触れている。

安全衛生に関しては日常生活における衛生、健康診断、健康保険、工場内の整理整頓、従来あつた災害の事例等について災害防止が述べられている。

作業の概略的な基礎知識を与えるためには、電圧器、変圧器の完成品の構造解説、作業工程、親会社の見学等がなされる。

このように初期的指導訓練においては、当事業所従業員としての心構え、それから従事する仕事の内容、労働条件等に関する基礎的な知識を授け、一日も早く工場の空気になれることに主眼が置かれてゐる。

専門的分野に亘る作業指導は、作業分解手順により実施されているが、これに使用されるテキスト、掛図は従来の参考書にみられるような複雑なものでなく、

事業主の労作によつて比較的簡明に誰にでも解り易いように出来てゐる。

この工程図、配線図は常時見易い場所に掲示されており、不良品の防止、早期作業習熟に役立つ。

指導の任にあたるのは指導員二名及び事業主であるが、適正指導といふことをモットーとし、いい加減な教え方をしな

いといふことを常に念頭においてゐる。中小企業で一般に行われてゐる作業指導の方法は大抵の場合、習うより馴れろ

式で、経験者の補助的見習を字義通り行つてゐるものが多いのであるが、このよ

うな合理的指導方法を採り入れた当事業所では、実施前に較べて平均半年も習熟

期間を短縮し、早期習熟の目的を達してゐる。

9. 労働管理の状況  
当事業所は目下業務拡張計画中であり、前年度の採用者一七名、本年度も募集を行つてゐる。選考は履歴書による書類選考、筆記並びに面接試験による。別

に選考基準は定めぬが、就業の動機等から仕事に対する熱意、本人の性格人物

に重点を置いてゐる。筆記試験は国語、算数、社会について問題を出してゐるが

一応の目安で、学校の成績にはあまり重点を置いてゐない。従来の経験からして

も中小企業では成績のよい者を望むことは無理であり、むしろ中小企業従業員と

して見た場合は職業に対する熱意、執着度からして、中の下位の成績の者が迎

えられる。募集の方法は新規中学卒業生の学校紹介によるものが主で、職業安定

所から年度の中途に採用した者はあまりよい成績をあげなかつたという。

また従来は手先の仕事が多い関係で、女子を多く採用していたが、女子は出勤

率が悪く、ために作業習熟が悪い傾向があり、今後は男子優先の方法に切り替え

るとのことである。これは女子従業員の場合は、やれ病人が出た、やれ家の仕事

が忙しい等の理由から家庭で便利に使つてしまつたため一考を要するものと思

われる。因みに最近一か月間における全従業員平均出勤率は九七・五%である。

賃金の初任給は中卒で基本給四、五〇〇円、賃金構成は個人請負制をとつて

るので、基本給に第一加給が加えられる。これは各個人の出来高が算定し得るような

作業内容なので、作業内容別の標準作業量を定め、これを上廻つた場合に加算さ

れる。標準作業量に満たない時は基本給のみになる。基本給は最低保障給的

な性格をもつが、実際は標準作業量が低く定められてゐるので五か月から六か月

位迄には新規採用者も殆んど第一加給が支給されてゐる。その他、経営成績によ

る利益加給、年齢給的な生産手当、家族手当、職分手当によつて賃金計算がな

れる。昇給は年一回作業成績、出勤状況等を参考にして行つてゐる。

当事業主はどちらかといへば前にも述べたように学究的なところがあり、一般

を活用して自主的に郷土建設のため

に、産業振興および国土開発に関する社会活動ならびにこれに伴ふ教育活

動を積極的に展開することは積極的青少年対策上極めて肝要なことであるので

関係機関団体と緊密な連携の下にこの活動の促進に努めること。

(二) 青少年の環境の改善  
1. 有害な出版物、映画等の排除  
関係業者の自粛の促進をはかること

ともに、優良出版物、映画等の勧奨普及につとめること。

2. 売春等を助長する環境の浄化  
昭和三十三年四月から売買防止法の一部(更生保護)が施行されるので、婦人相談所、婦人少年室等関係機関と協力して売春を行うおそれのある青少年の保護更正につとめるとともに、人身売買事犯の根絶、長欠児童生徒の保護、要保護児童の養護等により売買等を助長する環境の浄化につとめること。

3. 青少年の厚生施設の整備  
青少年を健全に育成するためには、その余暇の健全化をはかることが必要であり、このため、教育、労働、児童福祉関係機関・団体と密接な連携のもとに厚生施設(労働青少年ホーム、児童館等)の整備を促進すること。

(一) 青少年の地域活動の促進  
次代を担う青少年が真に郷土愛、国士愛に燃え、青少年の組織的な実践力

### 第十三回 青少年保護育成運動の実施について

昭和二十四年以来毎年実施されてきた「青少年の保護育成運動」も今年の五月の月間運動をもつて第十三回目を迎えることになる。

青少年問題協議会では、設置以来、本協議会本来の任務である

青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策事業の樹立に

ついての必要な調査審議並びに関係行政機関相互

の連絡調整に努力してきているが、その課程において「いわゆる人身売買事件」「精神薄弱児」「覚せい剤問題」「青少年に

有害な出版物、映画」「欠損家庭児童の就職促進」

等時宜に即し、社会的緊急性ある青少年問題を具體的に捉え、この対策を

樹立し、その促進をはかるため全国的な広報活動を併せ実施してきた。

本年度においては前年に引続き運動目標を次の三

点にし、地方青少年問題協議会及び関係機関団体

が中心となつて、この月間運動を行うこととなつたのであるが、更にこの目標は

昭和三十三年の年間を通じて基本的努

力目標として決定されてゐる。

1. 青少年の地域活動の促進

2. 青少年の環境の改善

3. 青少年のための地域組織の確立

強化

特に1の「青少年の地域活動の促進」については、従来、いわば大人の側からの努力にのみ依つてゐるが大であつたの

に對し、青少年自身の積極的な社会活動を期待することによつて青年の教育と、勤労と生活が有機的、一体的に行われる機会と場を提供し、国家社会の将来への

明るい希望をもたせ、青少年問題解決の一助とするにある。このため政府においてはこれを助長する予算的裏付けをもつて望み、昭和三十三年度は最初の足がかりとして五千万円程度ながら、主として

農山村の青年を対象に、その自主的な活動の道を開こうというのが狙いである。

本運動の実施要領を紹介すれば次のとおりである。

実施の方針  
本運動の目的達成のため、次にかかげる事項に對して重点的に運動を実施するとともに、併せて青少年問題に関する認識の徹底を期するため、広報活動には特に留意すること。

(一) 青少年の地域活動の促進  
次代を担う青少年が真に郷土愛、国士愛に燃え、青少年の組織的な実践力

を促進すること。

2. 青少年の環境の改善  
昭和三十三年四月から売買防止法の一部(更生保護)が施行されるので、婦人相談所、婦人少年室等関係機関と協力して売春を行うおそれのある青少年の保護更正につとめるとともに、人身売買事犯の根絶、長欠児童生徒の保護、要保護児童の養護等により売買等を助長する環境の浄化につとめること。

3. 青少年の厚生施設の整備  
青少年を健全に育成するためには、その余暇の健全化をはかることが必要であり、このため、教育、労働、児童福祉関係機関・団体と密接な連携のもとに厚生施設(労働青少年ホーム、児童館等)の整備を促進すること。

(二) 青少年の環境の改善  
1. 有害な出版物、映画等の排除  
関係業者の自粛の促進をはかること

ともに、優良出版物、映画等の勧奨普及につとめること。

2. 売春等を助長する環境の浄化  
昭和三十三年四月から売買防止法の一部(更生保護)が施行されるので、婦人相談所、婦人少年室等関係機関と協力して売春を行うおそれのある青少年の保護更正につとめるとともに、人身売買事犯の根絶、長欠児童生徒の保護、要保護児童の養護等により売買等を助長する環境の浄化につとめること。

3. 青少年の厚生施設の整備  
青少年を健全に育成するためには、その余暇の健全化をはかることが必要であり、このため、教育、労働、児童福祉関係機関・団体と密接な連携のもとに厚生施設(労働青少年ホーム、児童館等)の整備を促進すること。

(三) 青少年のための地域組織の確立

強化  
1. 地方青少年協の設置促進と強化  
青少年の地域活動の促進、青少年の非行防止その他各種の青少年対策上、地方青少年協の設置とその運営の強化が望まれるので、既設置青少年協の運営の強化、未設置市町村の設置促進は今後も積極的に進行すること。

2. 地域における補導、育成組織の確立  
青少年の非行防止及び健全育成のため、地方青少年協は、関係機関団体の協力のもとに地域における実践活動組織(母親クラブ、児童指導班、こども会、補導連絡会等)の確立促進をはかること。

この運動に協力するため労働省として、働く青少年者の生活文書集及び働く青少年者の職場における作業状況や事業場における福祉施設の利用状況等あらゆる角度からの写真を募集し、広く一般社会に働く青少年者の生の姿を通じ、青少年保護のための理解と認識を深めようとして、これらの実施を計画してゐる。又、この運動を通して働く青少年者のための福祉施設「労働者少年ホーム」への関心が、地方自治団体又は業界方面に広く浸透し、これが設置への気運が高まることを期待するものである。

民生委員制度四十周年記念  
全国社会福祉大会の開催について

全国社会福祉協議会・東京都社会福祉協議会・厚生省・東京都共催で表記の大会が、五月十八(土)、十九(日)、二十(月)の三日間、東京体育館において開催される。日本の社会福祉事業の発展に大きな貢献を果している民生委員制度の創立四十周年を記念し、社会福祉事業の総合的進展を期して行われるもので、参加人員は一万名に達する見込みである。

協議題目は、(1)民生委員、児童委員制度の運営と活動の強化方策について、(2)社会福祉の進展についての二項目で、十の部会にわかれて討議が行われる。

えられる。募集の方法は新規中学卒業生の学校紹介によるものが主で、職業安定所から年度の中途に採用した者はあまりよい成績をあげなかつたという。

また従来は手先の仕事が多い関係で、女子を多く採用していたが、女子は出勤率が悪く、ために作業習熟が悪い傾向があり、今後は男子優先の方法に切り替えるとのことである。これは女子従業員の

場合は、やれ病人が出た、やれ家の仕事

が忙しい等の理由から家庭で便利に使つてしまつたため一考を要するものと思

われる。因みに最近一か月間における全従業員平均出勤率は九七・五%である。

賃金の初任給は中卒で基本給四、五〇〇円、賃金構成は個人請負制をとつて

るので、基本給に第一加給が加えられる。これは各個人の出来高が算定し得るような

作業内容なので、作業内容別の標準作業量を定め、これを上廻つた場合に加算さ

れる。標準作業量に満たない時は基本給のみになる。基本給は最低保障給的

な性格をもつが、実際は標準作業量が低く定められてゐるので五か月から六か月

位迄には新規採用者も殆んど第一加給が支給されてゐる。その他、経営成績によ

る利益加給、年齢給的な生産手当、家族手当、職分手当によつて賃金計算がな

れる。昇給は年一回作業成績、出勤状況等を参考にして行つてゐる。

当事業主はどちらかといへば前にも述べたように学究的なところがあり、一般

を活用して自主的に郷土建設のため

に、産業振興および国土開発に関する社会活動ならびにこれに伴ふ教育活

動を積極的に展開することは積極的青少年対策上極めて肝要なことであるので

関係機関団体と緊密な連携の下にこの活動の促進に努めること。

(二) 青少年の環境の改善  
1. 有害な出版物、映画等の排除  
関係業者の自粛の促進をはかること

ともに、優良出版物、映画等の勧奨普及につとめること。

2. 売春等を助長する環境の浄化  
昭和三十三年四月から売買防止法の一部(更生保護)が施行されるので、婦人相談所、婦人少年室等関係機関と協力して売春を行うおそれのある青少年の保護更正につとめるとともに、人身売買事犯の根絶、長欠児童生徒の保護、要保護児童の養護等により売買等を助長する環境の浄化につとめること。

3. 青少年の厚生施設の整備  
青少年を健全に育成するためには、その余暇の健全化をはかることが必要であり、このため、教育、労働、児童福祉関係機関・団体と密接な連携のもとに厚生施設(労働青少年ホーム、児童館等)の整備を促進すること。





### 第六回婦人の職業意識をたかめる運動から

第六回婦人の職業意識をたかめる運動は、昨年十一月、十二月の二か月間におたり、地方婦人少年室を中心として、全国各地域で行われた。この運動は、(1)婦人の職業や労働についての理解をふかめる。

(2)婦人の能力をいかす就職をすすめる。(3)婦人の職業技術の向上をうながす。の三つの目標を掲げ、毎年、学生、生徒、教師、父兄、使用者、男女労働者、一般婦人等、ひろい分野にわたって展開されている。今回は特に就職しようとする学生・生徒に重点をおいて実施された。次に地方婦人少年室の報告の中から、その状況や取上げられた問題のいくつかをひらいてみる。

#### ○ 婦人のための職業指導懇談会

十二月十二日兵庫婦人少年室主催のものと、使用者・職業安定所関係者・教師という構成メンバーでひらかれた。まず教師側から、女子の職業教育の実状についてそれぞれ発表がなされたが、高校に

対する積極性がない。(一)明朗性・協調性のある女子が多い。(二)個性の強いことよりも、順応性の豊かなことをのぞむなどの意見がのべられた。又学校側に対しては数学等の基礎学科をミッチリやり計数的な考えの力の素地を充分つくつてほしいなどの要望があつた。

#### ○ 婦人の職業紹介懇談会

茨城婦人少年室と県安定課の共催で十二月十五日開催、出席者は婦人労働者・教師・職業安定関係者等であつた。まず教師側から、女子高校生の間には親の世話にならず独立したいという考え方がひろがつているので就職の意欲は相当つよいものがある。しかし中には職業婦人の風爽とした姿に対するあこがれのような気持があり、往返みは全然希望してない。また女子は仕事に対する熱意と責任感が稀薄で、一つの職業にジックリ取り組む忍耐力がなく補助的仕事しかあたえられない。一方、労働婦人役員から、県内に女子野放職員は一〇〇〇名いるが、男子なりに真剣に働き、結婚後も大部分の人がやめないで働いている。しかし新規採用は殆んど男子である。もつと女子の能力と特性をいかして採用してほしいという対照的な意見がだされている。

#### ○ 婦人の職業研究会

鳥取婦人少年室、職業安定課、教育委員会との共催で十二月十二日に開催。PTA・教師・生徒で懇談したが、提出された主要意見として、幼稚園・小学校関係の事業所は収入も多く宿舎など完備している

ついで。

- 普通 177 一般教養を身につけた進学したいから。
- 商業 86 就職に便利。
- 家庭 63 女子だから。技芸方面が好き。
- 工業 11 学校で身につけた知識を職場でいかすため。
- 農業 9 家が農家であるから。兄が出たから等。

#### 会社 122(大企業4181) 銀行 25

- (イ)事務系統
- (ロ)技術的なもの
- タイピスト 39 洋裁師 31
- 保母 24 栄養士 19 看護婦 17
- 電話交換手 15 美容師 3
- 和裁師 3 保健婦 0
- (ハ)店員関係
- 百貨店 31 卸小売店 16
- (ニ)その他、バスガイド 2

(五)あなたはもう就職がきまつていますか。

きまつていない 188 きまつていない 77

大体きまつていない 49 無記入 32

(六)どちらの科を希望ですか。

学 校 127 縁故関係 112 103

職業安定所 4 無記入 112 103



### 婦人の技能者養成の状況

一 婦人の技能者養成工数  
技能者養成を実施している事業場は、労働省労働基準局調べによれば、昭和三〇年末に約二万七千、養成工は約六万人あります。このうち、婦人の養成工は、四、一六六人です。昭和三九年末には三、八三四人でしたから、一年間に約三

百人増加しました。しかし婦人の養成工は養成工総数の七%に過ぎません。

#### 二 養成形態別の婦人養成工数

技能者養成を行う方法に単独養成と共同養成があります。主として単独養成は大企業に、共同養成は中小企業にみうけられますが、婦人養成工数四、一六六

三、八三四人でしたから、一年間に約三

### 婦人と年少者

ので、女子中学生の就職希望は多いが、なかには友人の行く処に何となく希望するといった調子で、自分に適した職場であるかどうかを見定めないで応募するため、折角採用決定になつても後日就職を取消す。一人が取消すと他の者も取消すという状況で自主性に欠けている。又給料がよいということだけにつられて就職したあとで、労働時間が長かつたり、施設が不備なために不満が生じているいる悶着をひき起すことがあるなどであつた。

#### ○ 女子高校生の就職問題に關する意識の調査

これは、滋賀婦人少年室が県下十六校の女子高校生三四六名を対象として実施したアンケートである。

(一)「あなたが職業について考えた動機について」の問いに対しては大部分が、将来自活できるためにそなえて職業を選んだと答えている。次に婦人の地位向上のため立派な社会人になりたいから。家計を援けるため。お小遣いがほしいから。親や教師その他周囲の人に奨められたから。友達や職場仲間からの順となつている。

#### (二)あなたが職場について考えたのはいつ頃からですか。

中学生時代 一三二名

高校に入學する時 一三〇名

卒業期が近づいてから 八五名

(三)あなたのコースは何ですか。何故そのコースを選びましたか。その理由に

ほしい。

学校について——成績・家庭の良し人のみにかたよらず親のない人にも特に親切に。個性に合った仕事を世話してほしい。

#### (八)近頃婦人の職場がせめられて来ましたが、その原因や働く婦人に対する批判など何でも書いて下さい。

(一)自分勝手な腰掛的の職業は考えな

の職業が狭められる。

(二)派手な服装をしたり、職場に期待しすぎないこと。

(三)後輩のためにまじめにやるべきだ

以上の事例のほかに、それぞれの地方

の実情に即した方法で、婦人のための職業指導研究会、公開職業懇談会、労働の職業指導研究会、PTA・婦人団体との懇談会、

職場見学などが開かれ、婦人の職業に関する研究資料、参考意見なども、各方面から寄せられている。なお、特殊なものでは、「高校生をもつ母親の会」、「中学生の進路指導研究会(福岡)」、「母子寮の居住者を中心とした未亡人の職業座談会」

(山口)「学校給食婦との懇談会」(栃木)

「婦人の自動車運転有資格者の座談会」

(富山)などで、婦人の職業意識を向上するために、さまざまな角度から、運動がくりひろげられている。



のうち、単独養成による養成をうけてい  
るものが四三〇人、共同養成による養成  
をうけているものが三、六八六八人です。男  
子養成工に対する婦人養成工の割合をみ  
ると、単独養成では三〇%、共同養成では  
九%です。従って婦人の技能者養成は中  
小企業に比して大企業では余り活発に行  
われているとはいえません。

三 都道府県別の婦人養成工数  
婦人養成工数四、一六六人を都道府県  
別にみると、東京(七八三)、京都(六三  
七)、岩手(三二四)、北海道(一九六  
八)などに多く、三重、滋賀、和歌山に  
は婦人の養成工は一人もおりません。

四 職種別の婦人養成工数  
技能者養成規程によつて指定された職  
種は二四職種あります。そのうち、婦  
人の技能者養成の行われている職種は一  
八職種に過ぎません。

右のように婦人養成工は洋服工、洋裁  
工に非常に多く、二職種だけで、婦人養  
成工総数の八一%を占めています。

職種別に、男子養成工数と比較します  
と、手織工には婦人養成工しかおりませ  
んが、その外、男子養成工より婦人養成  
工の多い職種は洋裁工だけです。男子養  
成工数に対する婦人養成工数の割合に多  
い職種は機械調整工、木彫工、洋服工、  
電気製図工、製木工などで、その外の職  
種は僅かの割合しか占めておりません。

五 経験年数  
労働省労働基準局の技能者養成実態調  
査の結果によると、洋服工、製パン工な  
どの婦人の技術工の事業場の経験年数を  
みますと、三年未満が四五%、三年以上  
二年未満が二八%、五年以上七年未満が  
一六%、七年以上が二%となっています。

技能者養成はアメリカ、イギリス、フ  
ランス、西独、イタリアなど多くの国に  
おいて実施されており、技能者養成を実  
施していない国はベルマ、セイロン、イ  
ンド、パキスタンなど僅かの国に過ぎま  
せん。

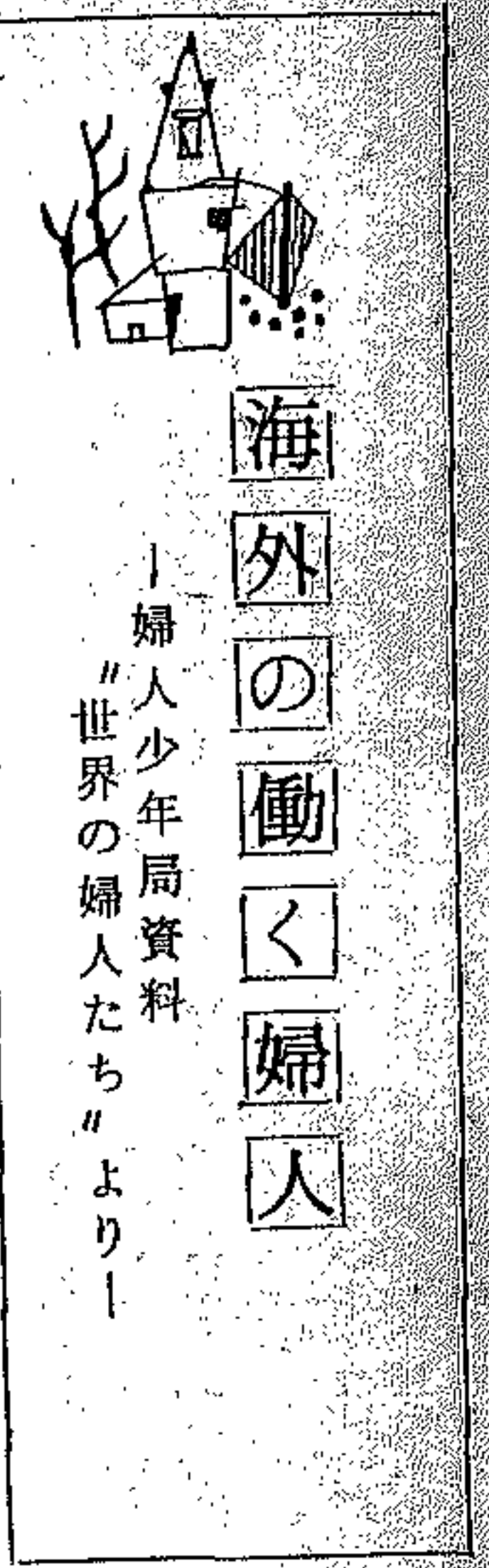
(1) アメリカ  
技能者養成は男女に対して行われてい  
ます。養成の職種としては三〇〇の職種  
を政府が指定しています。これらの職種  
は殆んどが工業に属しています。婦人が  
多く雇用されている職種には、製本、飾  
り付け、仕立、彫刻、製パンなどの職種  
があります。

(2) イギリス  
技能者養成について規制する国家の法  
律はありません。技能者養成に関する規  
定は一般には労使の協定によつて具体化  
されます。技能者養成制度は工業、手工  
業、ホテルの仕事、農業などで行われ  
ており、原則として婦人に対しても行われ  
る仕組みになっています。しかし実際に  
は婦人は農芸、園芸、製パン、くつもの製  
造、婦人子供服の裁縫、電気器具の製造  
などの職業における養成を多く受ける傾  
向があります。

をうけて職業技術を身につけています。  
又婦人労働者が熟練工として進出してい  
る職種についても同様です。

(4) 西独  
技能者養成に関する規定は種々の法令  
に定められています。婦人は法律によつ  
て就業が禁止されている職業を除けば、  
凡ての職業について養成を受けることが  
できます。しかし実際には婦人は工場内  
で組織的な訓練が定められている半技能  
的な職種に入る傾向があります。それら  
の職種では一年か二年訓練を受けませ  
ん。技能者養成とは考えられていません。  
商業事務労働、店の手伝いには婦人  
が多く、これらの職業について養成を受  
けた婦人は一九四七年以来増加していま  
す。結髪、婦人服仕立を除けば手仕事で  
も婦人の養成されたものは少く、ホテル  
の仕事には男女共に養成されたものが多  
いのですが、家事労働は絶対に婦人の職  
業と考えられています。

(5) イタリア  
技能者養成に関する法令はありません  
が、婦人が工業、手工業、商業において  
養成を受けることを禁止する規定はあり  
ません。婦人は肉体的にその仕事に適し  
ているならば凡ての職種について養成を  
受けることができます。但し危険な、不  
健康な、有害な職種に婦人を雇用するこ  
とを禁止している一九三四年の法律の規  
定は守られねばなりません。  
(註) 婦人の地位委員会の資料による。



働く婦人の職業分布  
ハイギリス

一九五四年十二月末現在で、英国には  
事務以外の事業に雇用されている男女  
二、二七五万人の中、約七七五万人は婦  
人です。

この婦人のうち約一二五万人は年齢二  
〇歳未満です。残りのものについては、  
約一七五万人が年齢二〇歳～二九歳ま  
で、約一二五万人が三〇歳～三九歳ま  
で、約一五〇万人が四〇歳～四九歳ま  
で、一〇〇万人強が五〇歳～五九歳ま  
で、そして、約三〇万人が六〇歳以上と  
なっています。

そして、一九五一年国勢調査一%抽出  
職業表によれば、婦人雇用者は次のよう  
な割合になっています。

- 製造業における工員 五人
- 接客業、主としてホテル、飲食店  
及び家事サービス 四人
- 事務職、主として事務員及びタイ  
ピスト 四人

商業、主として店員 二人  
専門職及び技術者 二人  
自営もしくは支配人 一人  
その他の職業 二人

婦人の職業指導と技能養成  
西ドイツ

婦人が経済社会の一員として充分その  
任を果すについては、より適当な職業指  
導が必要です。現在職業指導は依然とし  
て、連邦政府の労働省の下部組織である  
地方労働事務所を通して独占的におこな  
われていますが、この制度は、学校教育  
における職業指導の未発達の原因を、明  
らかにするものと思われま。

職業指導と関連して婦人の職場におけ  
る技能養成ということが問題となりま  
す。たえず入り込んで来る難民の群は多  
数の不熟練女子労働者を提供し、低賃金  
労働を作り出します。三年間の見習制度  
を女子に適用しては割に合わないという  
ので雇用主は女子にあつたに技能教育を  
あたえなければならないという実情です。ア  
メリカの専門家はアメリカで行われている

新しい技能教育方法の採用をすすめてい  
ますが、それによつて訓練期間も短縮さ  
れ、雇用主と雇用者との関係も改善され  
るだろうといっています。

婦人の職業教育  
ノルウェー

職業の専門教育は、それぞれの分野で  
さかんに進んでいます。特に第二次大  
戦後、女子の入学数が非常に増えてき  
ました。男女共に一番さかんなのは商業  
学校で一九四九～五〇年の商業学校乃至  
大学における終業試験を受けた生徒数は  
男子四、六五三人に対し、女子の四、九  
一人でした。次いで多いのは家政婦学  
校で、同年の卒業生が二、八二〇人、更  
に商業及び手工業学校では二、二九三人  
の女子卒業生を出しました。その他、教  
員養成所と看護婦学校と図書館学校で女  
子が男子よりも多くなっています。しか  
し、公務員養成所や農業学校で女子が圧  
倒的に少ないことを見逃すことは出来ま  
せん。

高年婦人の雇用の増大  
アメリカ

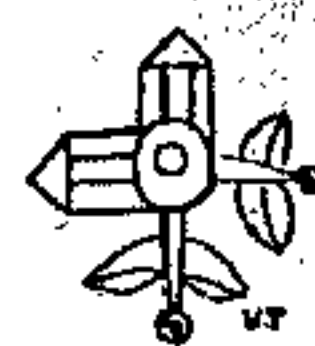
高年婦人の雇用増大の傾向は、一九四  
〇年来著しいものです。労働力人  
口中の婦人の総数は戦後に減少したとは  
いえ、勤務している高年婦人の実数は増  
えています。一九四五年四月には四五歳  
以上の勤労婦人は五〇〇万人で全婦人労  
働者の二六%を占めていました。一九五

婦人労働に関する保護法規の傾向  
ニュージーランド

労働に関する法律は、終戦直後の急速  
な経済再建の要求からあつたたくづく  
られ、男女平等の権利という点にのみ重  
点をおきすぎて、婦人労働に関する細か  
い法規などをつくっている余裕がなかつ  
たため、又過去の極度に圧迫された状態  
に対する反ばつから、婦人はあらゆる点  
に男子と平等を主張し、家庭の主婦或は  
母という役割を自ら放棄したときらいがあ  
りました。婦人は男子と同じ条件で、新  
しい工場に働き、鉱山に入り、身体的に  
婦人に適さないような仕事に、しかも衛  
生設備のととのわぬ職場にも入ってい  
きました。その結果おこる弊害のため  
現在では或る種の職業に婦人がつくこと  
制限されるようになり、又或る特定の勞  
働条件の場合には婦人は働いてはならぬ  
とする法律などが施行されようとしてい  
ます。

二年は四、四五歳以上の勤労婦人は六〇  
〇万で婦人労働人口の三三%を形成して  
いるのです。又一九四〇年から一九五〇  
年の一〇年間に、三五歳から四四歳まで  
の婦人労働者の数は五〇%以上、四五歳  
以上六四歳の層では殆ど八六%増大しま  
した。婦人労働者の平均年齢は一九〇〇  
年の二六歳から一九五二年の三七歳まで  
高くなつてきています。





# 婦人の職業補導施設の紹介

## 一 婦人の職業対策施設

### イ 実業サービス公共職業補導所

未亡人等の職業対策の一環として昨秋、日本に始めて設置された職業補導施設です。就業に困難な未亡人を対象として、信頼性のある有能な家政婦及び家事使用人となるために必要な知識と技能を授け就職の促進をはかることを目的としています。入所資格は未亡人その他の女子で、家政婦・家事使用人となることを希望する義務教育修了以上の人なら誰でもあります。希望者は一定の期間内に職業安定所、または家事サービス公共職業補導所へ入所願を提出して申込みます。応募者は、一期、二期共定員の約二倍でした。補導期間は二か月で開設以来第二期生まで、約二〇〇名が修了しました。

科、実習、見学を通してやり、原則として二か月制により補導種目の全課程を修了するわけですが、現に家政婦、家事使用人である者、又は二か月うけられない事情にある者については短期間の単元制補導を行います。

補導修了者には修了証明書を出し、公共職業安定所を通じて就職の斡旋を行います。昨年十二月末卒業の第一期生は、その六割が就職し、あとは個人的な理由で就職をふみとどまつた人達です。

就職条件は大体通勤で日に三百円から三百五十円、住込みで月四五千円で、この施設はまだ東京に一所あるだけですが、大阪でも目下建設中で、事業の成果は全国的に注目されています。

### ロ 簡易家事サービス公共職業補導所

この施設も、婦人の職業対策の一環として設置されたもので、農村における中卒業者を主な対象として、家事サービスに関する簡易職業補導を実施します。

現に都市では家事使用人の求人要求が求職者数をはるかに上廻っている実情から、都市の家庭に適應性のたかい健康な家事使用人を育成し、あわせてその就業を促進することを目的として現在までに新潟、秋田、山形、鹿角島の各県で、実

この施設も、婦人の職業対策の一環として設置されたもので、農村における中卒業者を主な対象として、家事サービスに関する簡易職業補導を実施します。

現に都市では家事使用人の求人要求が求職者数をはるかに上廻っている実情から、都市の家庭に適應性のたかい健康な家事使用人を育成し、あわせてその就業を促進することを目的として現在までに新潟、秋田、山形、鹿角島の各県で、実

施されました。補導の定員は一回三〇名で期間は二週間、教室内は家事使用人の心得(都市生活に関する一般教養を含む)、食事の支度と後片付け、洗たくと仕上げ、掃除と器具の扱い方、子供の世話、健康管理と身だしなみ等で、実習本位に補導します。

補導修了者には修了証明書を付与し、職業安定所を通じて就職の促進をはかっています。都市からの求人はおびただしい数にのぼり、担当者はその取扱いに大わらわりの状況です。

右のほか、昼間、職業補導を受けられない人々のために一般公共職業補導所の施設を利用して夜間職業補導を行っており、現在五九か所で行われております。なお、一般の内には女子のみの補導所も一八か所あります。

入所の時期は大抵四月と十月で、補導期間は六か月か一年です。大部分の人は四月から一年間補導をうけておりますが、女子は六か月の人が比較的多い状況です。また、夜間職業補導は補導期間は六か月か九か月で、毎日午後五時半から八時半まで行われています。

補導種目は製造工業を中心として地方産業等の職種にもわたっています。女子に適した職種としては洋裁、経理事務・男子服・編物・手芸・タイプライターなどです。なお、現在補導生の男女の割合は大抵、男子一〇〇に対して女子二五くらいとなつています。なお、職業補導所に入ると次のような便宜があります。

① 無料で職業を身につけられる。(但し教科書代の実費二〇〇円位は必要)

② 寄宿舎の設備がある。一般公共職業補導所二七〇か所の内一五〇か所あり、補導生の二、三割が入れる。身体障害者は全員入れる。

③ 一年補導を受ける者には通学バス、六か月補導の者には通勤バスがある。

④ 失業保険、生活保護法の権利補導所に入っても補導される。

⑤ 補導中の災害には所定の災害補償が受

## 婦人と年少者

けられる。

⑥ 自動車整備、美容・美粧の補導を終了したものには国家試験受験の資格を得られる。

⑦ 身体障害者には補導生手当が支給される。三年度は一日二〇円、三三年度は一日五〇円。

補導生の就職率は良好で、例年九二%前後ですが、これは指導の終る三月末現在の数字なので、終了後一か月も経れば殆んど一〇〇%就職できる状況です。

婦人の職業補導施設所在地一覧 (四月一日現在)

(一) 婦人の職業対策施設

(イ) 家事サービス公共職業補導所

名称	所在地		
東京都家事サービス公共職業補導所	東京都新宿区戸山		
ス公共職業補導所	町一丁目戸山ハイッ内		
大阪府家事サービス公共職業補導所	大阪府東区京橋三		
ス公共職業補導所	の三五(本年七月庁舎竣工予定)		
(ロ) 簡易家事サービス公共職業補導所			
秋田、山形、新潟、長野、鹿角島の五	県に設置されているが、実施場所は年度によって適当な所を選定する。		
(二) 公共職業補導所(婦人)			
県名	補導所名	所在地	補導種目
岩手	盛岡婦人公共職業補導所	盛岡市三ツ子	洋裁、和服、縫製
宮城	宮城女子公共職業補導所	仙台市長町	縫製、洋裁

補導種目別婦人の在在者数一覧(昭和31年10月31日現在)

補導種目	日間		夜間		計
	種目数	人数	種目数	人数	
製図	5	83	4	35	118
写真	1	4	1	11	15
経理	38	1,014	16	261	302
縫製	15	178	5	58	153
印刷	4	103	2	31	0
タイプライター	11	351	3	76	29
美容	15	491	1	7	34
洋裁	6	514	1	2	91
洋裁	9	205	0	0	0
縫製	2	59	0	0	16
洋裁	47	69	0	0	138
縫製	17	2,041	5	53	0
縫製	2	437	3	0	6
縫製	94	43	0	0	0
印刷	2	18	0	32	0
印刷	3	16	0	100	0
印刷	5	11	0	128	0
印刷	2	5	0	86	0
印刷	12	1	0	273	0
印刷	6	26	0	151	0
印刷	35	4	0	700	0
印刷	1	1	0	31	0
印刷	3	74	0	0	0

これは労働省職業安定局資料から婦人のついでに種目だけをえらんで記載したものである。

## 二月の婦人界のうき

十二日 ハンガリー難民の慰問と実情視察のため約一か月半にわたってオーストリア各地の難民収容所を訪問していた作家小山いと子氏(55)が帰京した。

十八日 日本母親大会準備会(実行委員 長河崎なつ氏)は、久保山すず氏(33)を国連総会に派遣し、原水爆使用並びに実験禁止を訴える予定であったが、米軍から入国の許可が出ないため、ついに査証の中請を取下げ、代表の渡米を断念した。

十八日 日本舞踊西崎流家元西崎緑氏(46)は急性スライ臓エンのため死去。同氏は近代的な感覚をもって日本舞踊に新境地をひらいた人で、昭和二十八年にフランスで行われた「世界民族音楽舞踊祭」では首位を獲得している。

二十八日 幸田文氏(52)の作品「流れる」に対し、芸術院賞が授与されることに決定した。同氏は明治の文藝露伴の令嬢で、女流文学者としては、初の受賞者である。

二十八日 女流文学者会は第八回女流文学者賞を原田康子氏の「挽歌」大原富枝氏の「ストマイつんぼ」の二編に贈ることに決定した。

長崎 釜谷屋公共職業補導所 洋裁、縫製

大分 中津公共職業補導所 洋裁、縫製

長崎 釜谷屋公共職業補導所 洋裁、縫製

大分 中津公共職業補導所 洋裁、縫製



### 昭和30年の国勢調査にあらわれた働く婦人 —産業別・職業別および配偶関係別—

第1表 産業別(大分類)および配偶関係別 15歳以上婦人雇用労働者数(全国) (実数単位100人)

産業別	総数(%)	未婚(%)	有配偶(%)	死別(%)	離別(%)	不詳
総数	50,751 (100)	32,815 (64.6)	10,626 (20.9)	5,259 (10.4)	2,051 (4.1)	0
農業	1,600 (100)	843 (52.7)	512 (32.0)	187 (11.7)	58 (3.6)	0
林業・狩猟業	261 (100)	91 (34.9)	129 (49.4)	33 (12.6)	8 (3.1)	0
漁業・水産養殖業	1,363 (100)	327 (24.0)	944 (69.3)	74 (5.4)	18 (1.3)	0
鉱業	464 (100)	182 (39.2)	179 (38.6)	83 (17.9)	20 (4.3)	0
建設業	1,232 (100)	450 (36.5)	433 (35.2)	268 (21.7)	81 (6.6)	0
製造業	16,976 (100)	11,517 (67.9)	3,571 (21.0)	1,400 (8.2)	488 (2.9)	0
卸売および小売業	8,820 (100)	6,148 (69.6)	1,542 (17.5)	693 (7.9)	437 (5.0)	0
金融・保険・不動産業	1,890 (100)	1,343 (71.0)	320 (17.0)	172 (9.1)	55 (2.9)	0
運輸通信およびその他の公益事業	2,410 (100)	1,646 (68.3)	476 (19.7)	231 (9.6)	57 (2.4)	0
サービス業	14,717 (100)	9,447 (64.2)	2,816 (19.1)	1,725 (11.7)	728 (5.0)	0
公務	2,179 (100)	1,056 (48.5)	567 (26.0)	442 (20.3)	114 (5.2)	0
分類不能の産業	1 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0

第2表 職業(大分類)別、配偶関係別 15歳以上婦人就業者数 (実数単位100人)

職業(大分類)	総数(%)	未婚(%)	有配偶(%)	死別(%)	離別(%)	不詳
総数	153,067 (100)	50,363 (32.8)	79,890 (52.0)	18,817 (12.6)	3,996 (2.6)	1
専門的・技術的職業従事者	5,977 (100)	2,892 (48.4)	2,187 (36.6)	609 (11.2)	229 (3.8)	0
管理的職業従事者	223 (100)	23 (10.3)	99 (44.4)	86 (38.6)	15 (6.7)	0
事務従事者	11,531 (100)	8,807 (76.4)	1,848 (16.0)	621 (5.4)	255 (2.2)	0
販売従事者	16,461 (100)	4,125 (25.0)	9,064 (55.1)	2,728 (16.6)	544 (3.3)	0
農林・漁業従事者および類似職業従事者	79,236 (100)	13,609 (17.4)	54,989 (69.4)	9,628 (12.1)	1,009 (1.4)	1
採鉱・採石従事者	225 (100)	45 (20.0)	124 (55.1)	45 (20.0)	11 (4.9)	0
運輸従事者	329 (100)	295 (89.7)	29 (8.8)	3 (0.9)	2 (0.6)	0
技能工生産工程従事者および他は分類されない単純労働者	24,730 (100)	12,024 (48.6)	8,613 (34.8)	3,162 (12.8)	931 (3.8)	0
サービス職業従事者	14,354 (100)	8,542 (59.5)	2,937 (20.5)	1,875 (13.0)	1,000 (7)	0
分類不能の職業	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0

註) 総務省統計局調 昭和30年国勢調査 10%抽出集計結果による。

### 「売春防止法の円滑な施行を期する ための行政措置について」

婦人の転落防止及び保護更生対策については、昭和三十一年七月十二日付厚生・労働両事務次官連名通達及び、同年九月十七日付婦人少年局長、職業安定局長連名通達によつて実施されてきたが、さらに三十一年十二月十七日付で、かねてから売春対策審議会の答申に基づいて、関係各省庁において検討中であつた、次に掲げる申合わせが、事務次官会議において行われた。

また十二月二十七日付で、この申合わせの線に添つて売春防止対策を促進するよう関係官庁事務次官連名通達が各都道府県知事あてに送られた。

#### 一、趣 旨

さきに制定公布をみた売春防止法は、長い因襲を持つた社会悪を排除しようとする画期的立法であつて、その成果を期するためには重大なる決意と努力を要するところであるが、その施行に關係する国及び地方公共団体の行政機関は各方面にわたるので、これらの各行政機関が相互に協力し、一体となつてこの法律の円滑な施行を図り、もつて売春防止の目的を達成しようとするものでもある。

#### 二、措 置

##### (一) 売春防止法の趣旨の普及徹底

売春防止に関する広報活動を広く社会一般に対して積極的に行い、特に売春を行う者、転落するおそれのある者及び関係業者等に、この法律の趣旨の徹底を図るとともに、これらのものが健全な生業に就くためには各方面のあたたかい協力が必要であるので、国民一般の理解と協力を求める。

##### (二) 人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底

社会教育における講座等及び学校教育における教科及び特別教育活動を通じて、人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底を図る。

##### (三) 未然防止措置の強化

生活困窮家庭に対する生活保護、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付等の適正迅速な運用を図るとともに、児童福祉法、職業安定法、労働基準法等による監督指導を強化する。

##### (四) 保護更生の強化

1 婦人相談所及び婦人相談員の設置  
この法律に基く婦人相談所及び婦人相談員は、昭和三十一年四月一日から設けられるのであるが、この法律の施行にさきだちすみやかに行政措置をもつて、主要都道府県においては、婦人相談員を設置して、婦人

##### 相談業務の強化を図る。

##### 2 婦人少年室の協働機能の整備

婦人少年室の協働機能を増進するとともに、婦人問題相談員を設けて、婦人相談業務の強化を図る。

##### 3 その他関係機関の活動の強化

福祉事務所、児童相談所、職業安定機関、法務局、地方法務局、婦人保護施設、性病予防機関、保護司及び人権擁護委員等の活動の強化を図る。

##### (五) 関係業者の転廃業の促進

関係業者の健全な生業に転換するための自発的な行動を期待するとともに、その正しい転換を円滑に促進し、脱法的転業等の事態と、これによる新しい社会悪の生起しないよう、法の目的を完全に実施するため、積極的な転廃業の補導を行う。

なお、業者の転廃業に際しては、その従業者が再び転落することのないよう、(四)に定める保護更生機関による措置の徹底を図るとともに性病撲滅の抜本的施策を講ずる。

##### (六) 取締の適正化

この法律の施行前においても、現行法及び現行条例に基く取締の適正を期する。

##### (七) 犯罪後の更生保護措置の強化

前項の取締に伴う従業者等の更生保護措置については、取締官庁と緊密な

連絡のもとに、保護観察所において更生緊急保護法による措置を強化して、その再転落を防止する。

#### 三、連絡の強化

(一) 右の各措置についての中央関係各省庁相互間の連絡には、内閣総理大臣官房審議室がこれに当り、更に一層の緊密化を図る。

(二) 右の各措置についての地方公共団体の各機関及び国の地方関係出先機関相互の連絡を強化するとともに、売春防止活動の地方における推進体制として、都道府県に売春防止対策本部を置くよう勧奨する。

この申合わせに関する都道府県知事あて事務次官連名通達

総審第ニ七二号

昭和三十一年十二月二十七日

- 内閣官房副長官 田中栄一
- 警察庁次長 柏村信雄
- 自治庁次長 鈴木俊一
- 法務事務次官 岸本義広
- 大蔵事務次官 平田敬一郎
- 文部事務次官 稲田清助
- 厚生事務次官 木村忠二郎
- 通産事務次官 石原武夫
- 労働事務次官 斎藤邦吉
- 建設事務次官 石破二郎
- 各都道府県知事 殿

以下三〇ページの次頁に接する



(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
<b>V. 婦人と教育 6. 教育と家庭・社会</b>					<b>アメリカで見た女子体育</b>				
<b>b. 教育と母親 — つづき</b>					内海千江, 新体育 (21-4) 51				
*母が導く小学一年生 — 学校から家庭へ動かし — 学習と生活指導 —	倉橋三三他, 実業之日本社			51	政治教育について	市川房枝, 社会教育 (6-9) *			52
母親の立場から体育にのぞ むもの	波多野勤子, 体育 (3-3) *				わたしの社会教育 — 明るい英国婦人とともに, — イギリスの旅より —	山室民子, 社会教育 (7-3) *			
*母親教室 (講談社の教室叢書)	波多野勤子, 講談社				社会教育について — 特に婦人の立場から —	田辺繁子, 社会教育 (7-3) *			
綴方を通じて — 教師から見た親 —	鈴木道太, 婦人朝日 (6-8) *				女子社会教育を語る	【島根県教育委員会】 溝口藤子, 教育月報 (43) *			
教育への必死の闘い — 教師から見た親 —	国分一太郎, ( ) *				中上, 秀・他 女性教育 (166) *				
*母のための教育学	小原國芳, 玉川大学出版部				婦人教育について思うこと	竹内こう, 【青森県教育広報】(10) *			
両親学級の運営について	松江市立 【島根県教育委員会】 朝日小学校, 教育月報(13) 52				婦人教育の疑点	金子貞子, 社会教育 (7-12) *			
*母親学級	マチソン, 医学書院				*婦人教育資料	文部省社会教育局 同左			
*母の知っておきたい青年の 生活	戸川行男, 望月南著 東和社				婦人教育の新しい段階	山本, 杉・他 社会教育 (8-1) 53			
母親のための衛生教室の実 際	井上恒男, 宮本忍				現代婦人教育批判	溝上藤子, (8-3) *			
冬期休暇の生徒の生活指導 — 生徒の母親にあてた — 教師の手紙 —	菊池やい, 健康教育の研究(1-7) *				婦人教育の重要性について	萩原麻子, 社会教育 (8-12) *			
教育と家	箱山貴太郎, 信濃教育 (798) 53				*婦人教育資料	文部省社会教育局 同左			
娘の教育 — 1~3 —	モーリヤック, 婦人公論 (河盛好蔵訳) (5~7月号) *				婦人学級の教育課程概要	公民館月報 (73) 54			
*母と教育	名古屋市立 黎明書房 老松小学校編 (名古屋) *				稲取婦人学級の試み	三井美友, 社会教育 (10-5) 55			
*小学生の母のしおり (家庭文庫)	富原誠一 共著, 東洋経済新報社				婦人学級の実態	新山スミ子, 愛媛教育時報(8-6) *			
*家庭の職業と通学の状況	上原好実				古江婦人学級の経営につ いて	【島根県教育委員会】 高木 勇, 教育月報 (79) *			
*父兄が負担する教育費 昭和27年度 — 1	静岡県教育委員会(調査シリーズ) *				山農村婦人学級の歩み	川上理恵, ( ) *			
*母親学級研究発表会記録	埼玉県衛生部 同左				<b>VI. 婦人と家庭 [I. 家族関係]</b>				
家族主義と青年	太田 卓, 青年心理 (5-3) 54				<b>a. 家族制度に関するもの</b>				
母親読書会の経営	吉牧 暹, 教育 (4-8) *				*日本家族制度の批判 — 半封建家族制度の本質 —	玉城 肇, 民友社, 48			
母親の見る教育評価	尾崎晴雄, 他 北海教育評論(7-2) *				家族制度否認論の先駆 — 岡村司博士の「理想的親族」 について —	手塚 豊, 経済 (2-10) *			
中学生と母親との関係	久世敏雄 共著, 青年心理(5-2) *				*転換期の家族制度	青山道夫, 春光社			
母と子ども	大西誠一郎				アジア的家族制度	森谷克巳, 法律文化 (4-3,4) 49			
母は先生方に訴える・京都 市旭ヶ丘の被害者として — 偏向教育の災情を告げる —	小川邦子, 学習研究 (84) *				家族制度の転換	青山道夫, ( ) *			
<b>c. 社会との関係において (社会教育を含む)</b>					近世農村の大家族制度	見玉幸多, 思想 (302) *			
葡萄の葉を保つ	山室民子, 教育女性 (1-2) 49				封建的契約とその解体 (上・下)	川島武宜, (302, 303) *			
街の社会教育 — わたしの社会教育 —	秋山安三郎, 教育と社会 (4-6) *				*家族制度の歴史	玉城 肇, 伊藤書店			
女性のための社会学 (1) — 女教師のための学校社会学 —	今井時郎, 教育女性 (1-8) 50				*家の制度 (2版)	我妻 崇, 福屋社			
病める人々のために — 学校から社会へ —	田中多美子, 婦人之友 (44-3) *				「隣人愛」に関する覚書 — 家族制度上の関聯において —	松本達郎, 独立 (10) *			
悲しめる子らの友となりて	高村慶子, ( ) *				*日本家族制度史	福尾藤子, 吉川弘文館 60			
養護学級に働く	川瀬鏡子, ( ) *				わが国近世の家族における 家父長的支配 — 主として近世文芸を 通じてみたる —	飯岡 勲, 天理大学学報(1-2,3) *			
公民館を中心とした婦人教 育	鈴木健次郎, 社会教育 (6-4) 51				明治初年の土地所有と 家族制度	福島正夫, 法学生林 (48-3) *			
婦人教育の新しい展開	田辺繁子, ( ) *				家族制度の崩壊と仏教	道端良秀, 世界仏教 (5-12) *			
婦人教育はこうありたい	中島俊教, ( ) *				新税法と家族制度 — わが国国家民主化の徹底化 —	井原照夫, 財政経済弘報 (201) *			
婦人教育よもやま話	山室民子・他 (座談会)				家族制度と婦人の解放	尾崎庄太郎他 中国研究 (13) *			
婦人教育の現状	( ) *				家の類型	大間知篤三, 民間伝承 (14-12) *			
					結婚式日と婚姻届出日の へだたり — 山口県における家族制度の 調査 (1) —	不破勝敏夫, 山口経済雑誌(2-3) 51			
					*日本の家族制度 (郵政省大臣官房人事課 教養の書 第8)	中川善之助, 日本電報通信社 *			

労働婦人のページ

組合婦人部訪問記

婦人少年室では、例年できるだけ多くの組合婦人部を訪問して、婦人対策担当者におもにかかり、年間の活動状況などをじかに伺って、資料「組合のなかの婦人」に紹介しています。

本年も一月〜二月にかけて訪問いたしました。組合幹部の方々はなかなか忙しく、今もつてお会いできないところもありますが、これまで訪問したものよりも、二、三その横顔を紹介しましょう。

全道船労組

国電原宿駅から五分ほどいった静かな住宅街にこの組合本部はある。クリーム色のモダンな建物で、看板がなければ危うく通りかすところ。早速青年婦人対策部長の中野さんにお会いする。目がねの奥に柔和な瞳を光らせた三十才前後の紳士「いやーうちが女子が少いもんで、婦人対策といわれても」と頭をかきながら、熱心に質問に答えて下さる。お話しによると全日本造船労働組合には、六万人の組合員が参加しているがその内女子は五千人位。主として設計・トレーサー、タイプ、電話交換、事務の仕事にたずさわっているそうである。最近の傾向としては、事務系のオートメーション化によって、新制高校を出た位の若い婦人の雇用が増加しているとの事。又この職場にも

結婚して子供ができてはじめて仕事をする人が増えてきたので、託児施設の問題も考えなければならぬ等、熱の入った中野さんのお話しには、つい方言も飛び出しがち、全道船労婦部の今後に期待しておいとまをする。

全道従組

二月〇日、全道を訪問、婦人部長の坂本さんを訪ねた。全道は千駄ヶ谷駅近くの四谷郵便局の二階に本部を置いていて、即ち全道二〇万余の組合員の本拠である。ここで約五、六千人の組合員の役員、専従者が活躍している。

坂本さんは全道の、又その中の婦人部の動きをいろいろの角度から熱心に話してくれた。部屋の入口の黒板にステジールが一杯かかっている。坂本さんは一月の約半分はオルグ活動をしているが、婦人組合員の組合に対する関心を高めることが必要だと感じているという。全道の女子組合員は約六万、貯金、保険などの女子の多い職場では既婚者は約四割に達しようとしている。育児の必要なものも多くなり、授乳、託児などの施設の必要が叫ばれている。こうした組合員の声をきき、その実現をはかると、組合を組合員のものとする。即ち組合意識の向上によつて、組合の団結をはかることが今の運動方針であると坂本さんは述べている。婦人部がますます着実な歩みをつづけることを期待しつつ坂本さんに礼を述べて辞去した。

全道労連

全道労連は、林立する京橋ビル街の一角片倉ビルの中にある。ちょうど婦人部長の吉田さんが地方にオルグ中とのことで、婦人対策部員の塩沢さんにお会いする。きちんと整理された小部屋、机の上には北風の人形がかざられている。

「昨年は、六月にフタペストで開かれた世界婦人労働者会議に婦人対策部長を送つたので多忙をきわめたが、その報告もかねて今迄になくオルグ活動ができた年であった。また労働協約闘争を行つて締結率五〇%から八〇%に高めることができた」等々、一年間の成果について話しながら、「しかし組合員の大部分が女子であるのに、役員選出の比率が男子七に對し三の割合でまだまだ男性まかせとなる事は残念です」とむすんでいた。

全道同盟

全道の執行委員、全機の執行委員兼寄對部長の船山さんによつて面会予約がついて、芝三田四国町の古い建物の中に全機本部をお訪ねしたのは二月の寒い日であった。船山さんは、青婦対策委員会の事務を担当している山場さんと一緒に、静かな応接室で「全道同盟は組合員三〇万の七割五分が婦人なので、組合の対策そのものが婦人を対象としたものといえる」と前置きして、いろいろ婦人対策について話された。

売春防止法の円滑な施行を期する  
ための行政措置について

長い間の因襲を持つた社会悪を排除するため、売春防止法が成立し、その公布をみたので、この法律の円滑な施行を図るため、さる十二月七日の事務次官等会議において別紙のとおり申合せを行つた。同法は、わが国道義の刷新に関する画期的なものであり、その施行に關係する行政機関も中央地方を通じて各方面にわたるので、各地方におかれては、地方公共団体の各機関及び国の地方関係出先相互の連絡を強化されるとともに、売春防止活動の地方における推進体として、貴都道府県に売春防止対策本部を置き、売春防止活動を推進して別紙記載の各行政措置が円滑に実施されるよう御配慮願いたい。(別紙略、前掲申合せ参照)

現在、婦人対策専門部はないけれども、教宣部(部長平井信博さん)の中に青婦またたく間に終つてしまつた。



女子の就業者数と完全失業者数 (1956年9月) 一人一か月平均賃金と総額

Table with columns for industry type (産業別), gender (女子, 男子), and employment status (就業者, 完全失業者). It includes sub-tables for '就業者' and '完全失業者' with detailed industry breakdowns.

【註】 1) \*印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。 2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたもの...

労働省が発足して十周年になります。年少労働者では年々勤く年少者の保護と福祉の向上について努力を傾けてきました。...

婦人少年労働調査資料第四〇集 年少労働者調査 一 年少労働調査資料第四〇集 一 年少労働者調査 一 年少労働者調査

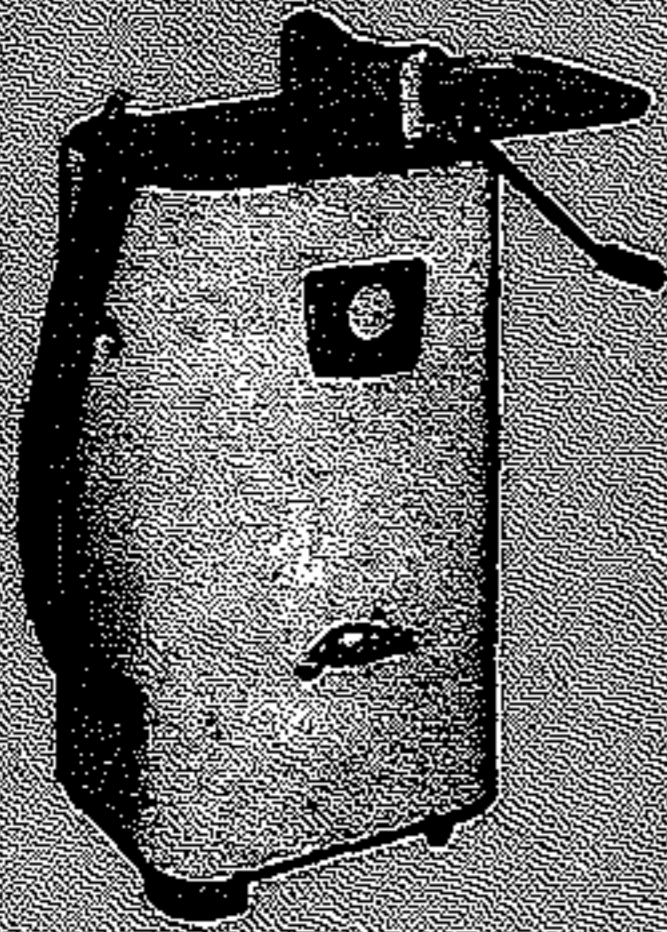
(3) 著者 発行所 巻号 発行年 (4) 著者 発行所 巻号 発行年. A list of academic publications related to family studies, sociology, and labor, including titles like '研究家と養子制' and '分家についての諸問題'.



電気洗濯機は今や

# ご家庭の必需品

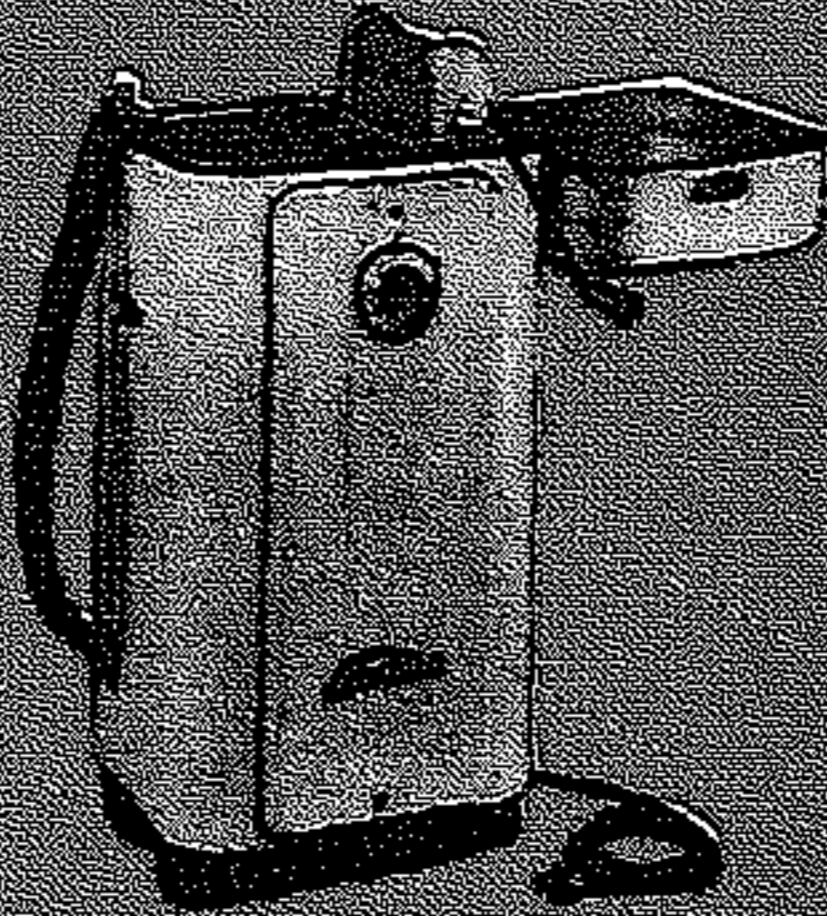
電気洗濯機のパイオニアであり我国の代表メーカーである東芝がおくる3つの最新鋭!



V1-3型

23,500円

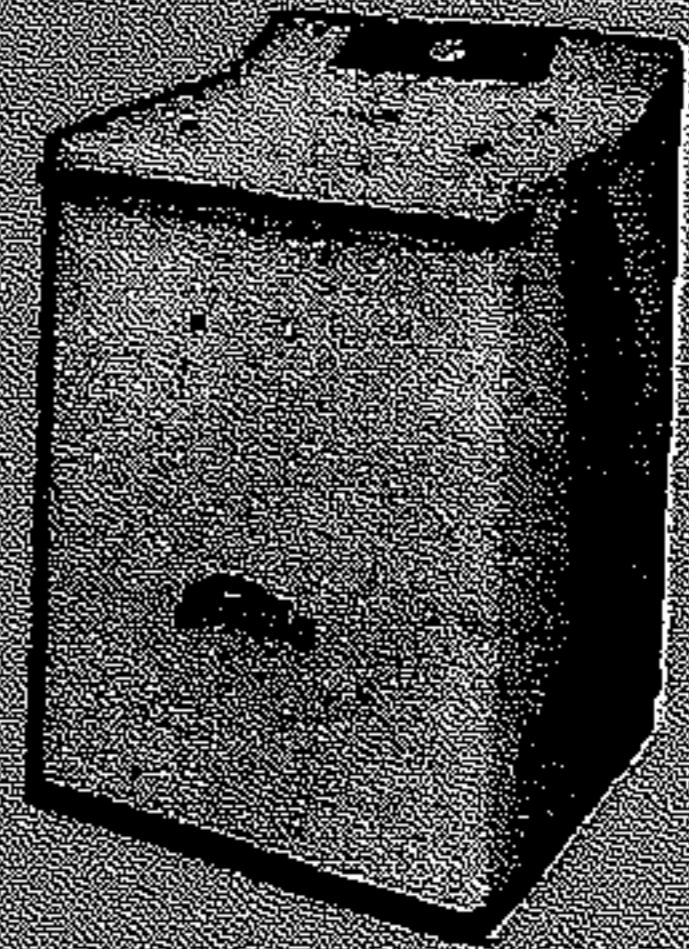
流し洗い・逆流防止装置・時間スイッチ・手絞機付



VK-3型

23,800円

流し洗い・逆流防止装置・時間スイッチ・手絞機付



VF-3型

43,000円

高速遠心脱水装置・自動タイムスイッチ・自動流し洗い・逆流防止装置付

Toshiba

## 東芝電気洗濯機

東芝商社株式会社・東芝清電機株式会社

婦人少年協会編

# 百万人の愛唱曲集

1~2集とも  
A6版 132頁  
定価 60円  
千8円

—レクリエーションの歌—

申込先

東京都文京区西片町十番いの五五  
シンフォニー楽譜出版社  
振替 七八四四二  
電話 小石川 〇二二六三七

- 大空の下にうたう  
たのしいレクリエーションの歌
- 愉快的コーラス
- 外国の愛唱民謡
- 軽音楽のリズムにのせて
- 世界の愛唱名曲
- 器楽曲のメロディーにのせて
- 懐しの学生歌
- 日本の愛唱民謡
- 日本名歌抒情曲
- 日本名曲コーラス
- たのしいホームソング
- たのしい英語の歌
- 讚美歌

◎見本御希望の方は送料共  
50円封入御申込み下さい。

一集にもれた楽しい百二十七曲が収められていきます。「百万人の愛唱曲集」はこれによつて、さらに完全なものになりました。一集を持たれる方は必ず二集を、まだ持つていない方は一集もいっしょにおそろえください。

皆さまお待ちかねの**第二集**ができました(二月下旬発売)  
早速お申込み下さい!!